

第6期桜井市障害福祉計画



令和3年3月

桜井市

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と趣旨.....	1
2. 計画の性格.....	4
3. 計画期間.....	4
4. 策定体制.....	4
第2章 障害者を取り巻く現状	5
1. 人口推移.....	5
1-1 人口の推移.....	5
2. 障害者の推移.....	5
2-1 年齢別身体障害者手帳交付数の推移.....	5
2-2 障害等級別身体障害者手帳交付数の推移.....	6
2-3 障害の部位別身体障害者手帳交付数.....	6
2-4 年齢別療育手帳交付数の推移.....	7
2-5 判定別療育手帳交付数の推移.....	7
2-6 障害等級別精神障害者保健福祉手帳交付数の推移.....	8
2-7 自立支援医療（精神通院）.....	8
3. 障害児の教育環境.....	9
3-1 心身障害児公立幼稚園通園児数の推移.....	9
3-2 心身障害児公立保育所通所児数の推移.....	9
3-3 児童生徒が通う小学校・中学校の特別支援学級の在学状況.....	9
3-4 障害児教育諸学校へ桜井市からの就学状況.....	10
4. 障害者の就業状況.....	11
4-1 障害者雇用の状況（奈良県）.....	11
4-2 障害者の新規求職申込数等.....	11
4-3 公共職業安定所に登録している障害のある人の状況（管内）.....	12
5. 入所・通所施設の状況.....	13
5-1 施設入所者の日中活動系サービス利用状況.....	13
5-2 障害者の通所状況.....	14
6. 障害者福祉サービスの充実.....	15
6-1 訪問による在宅生活の支援.....	15
6-2 外出の支援.....	15
6-3 短期入所.....	16
6-4 日中活動の支援.....	16
6-5 居住の支援.....	16
6-6 日常生活用具の給付.....	17

6-7	補装具の交付・修理	17
6-8	就労の支援	17
6-9	自立生活のための支援	18
6-10	社会参加のための支援	18
6-11	地域社会に対する働きかけ	19
6-12	障害児の健やかな育成のためのサービスの充実（障害児福祉計画）	19
6-13	サービス利用支援	19
6-14	日常生活の相談支援	20
7	前期計画（重点項目）の振り返り	21
7-1	福祉施設から地域生活への移行促進	21
7-2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	21
7-3	地域生活支援拠点等の整備	22
7-4	福祉施設から一般就労への移行促進	22
7-5	障害児に対する重層的な地域支援体制の構築	23
7-6	医療的ニーズへの対応	23
8	アンケート調査結果	24
8-1	調査概要	24
8-2	調査結果抜粋	24
9	事業所アンケート調査結果	39
9-1	調査概要	39
9-2	調査結果抜粋	39
10	ヒアリング調査結果	42
10-1	調査概要	42
10-2	調査結果	42
11	現状からみる課題	46
11-1	障害者の増加や、重度化・高齢化などへの対応	46
11-2	地域におけるつながりの再構築	46
11-3	地域生活への移行促進	46
11-4	必要なときに利用できるサービス体制の整備	47
11-5	子どもの育ちへの切れ目のない支援体制の構築	47
11-6	障害福祉に関する情報提供と相談支援体制の強化	48
11-7	災害時における避難支援、感染症対策などの整備	48
11-8	地域における障害理解	49

第3章 計画の基本的な考え方 50

1	第6期障害福祉計画策定に関する国の動向	50
1-1	障害福祉計画（第6期）の策定に向けた国の基本指針	50
2	近年の障害福祉施策の主な動き	52
2-1	障害者差別解消法	52
2-2	障害者権利条約	52

2-3	難病医療法	52
2-4	障害者雇用促進法	53
2-5	成年後見制度利用促進法	53
2-6	発達障害者支援法	53
2-7	ニッポン一億総活躍プラン	53
2-8	改正住宅セーフティネットバリアフリー法	53
2-9	障害者総合支援法及び児童福祉法	54
2-10	学校教育法・著作権法	54
2-11	障害者文化芸術推進法	54
2-12	改正バリアフリー法	54
2-13	読書バリアフリー法	54
2-14	聴覚障害者等電話利用円滑化法	54
3	基本理念	55
4	計画の基本目標	55
4-1	障害者福祉サービスのさらなる充実	55
4-2	障害児の健やかな育成のためのサービスの充実	56
4-3	相談支援体制の充実	56
	【参考】災害対策の充実	57
5	計画体系図	58

第4章 サービス見込み量と確保のための方策 59

1	障害者福祉サービスのさらなる充実	59
1-1	日常生活の支援	59
1-2	就労の支援	64
1-3	自立と社会参加の促進	65
2	障害児の健やかな育成のためのサービスの充実（障害児福祉計画）	69
3	相談支援体制の充実	70

第5章 計画における重点項目 73

1	福祉施設から地域生活への移行促進	73
2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	74
3	地域生活支援拠点等の整備	74
4	福祉施設から一般就労への移行等	75
5	障害児支援の提供体制の整備等	76
6	相談支援体制の充実・強化	77
7	障害福祉サービスの質を向上させるための取組に係る体制の確保	78

第6章 計画の推進 79

1	計画の推進体制	79
2	進行管理体制	79

3. 奈良県・近隣市町村・事業者等との連携体制.....	79
------------------------------	----

資料編	80
------------------	-----------

1. 桜井市障害者福祉基本計画等策定委員会設置要綱.....	80
2. 桜井市障害者福祉基本計画等策定委員会委員等名簿.....	82
3. 策定の経過.....	83
4. 用語集.....	84

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

- 近年、とくに知的障害者や精神障害者の増加、発達障害や高次脳機能障害など従来はあまり認識されてこなかった障害への支援の必要性の認識の高まり、障害の重度化、障害者の高齢化、保育・就学期の支援を必要とする児童の早期発見にともなう支援の必要性の増加、さらに地域社会におけるつながりの希薄化や家族形態の変容なども背景として、介護、居住、就労、社会参加、地域の理解促進など、障害者を取り巻く問題や課題は多様化しています。
- 国では、平成26年1月に障害者権利条約を批准したことを受けて、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法、平成25年法律第65号）」が施行され、また、平成28年4月には「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（改正障害者雇用促進法、平成25年法律第46号）」の一部施行、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法、平成28年法律第29号）」の施行、平成28年8月に「発達障害者支援法の一部を改正する法律（改正発達障害者支援法、平成28年法律第64号）」の施行など、障害者の権利擁護等を目的とする一連の国内法が整備されました。
- また、平成28年6月には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（障害者総合支援法及び児童福祉法の改正、平成28年法律第65号）」が公布され、平成30年4月から施行されました。この法律では、障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うことを目的としています。
- また、平成30年度から令和4年度を計画期間とする国の「第4次障害者基本計画」では、基本理念を「共生社会の実現に向け、障害者が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現ができるよう支援する」と定めており、2020年の開催を予定していた東京パラリンピックを契機として、社会的障壁の除去の推進や、障害者の文化芸術・スポーツ活動による自己実現や国際交流の推進が掲げられました。
- 一方、近年の社会状況の動向として、気象の変化などにより、大規模な水害などの自然災害が頻発しており、避難手段の確保や、避難所での生活の支援などが課題となっています。また、令和2年初めからの新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、感染症予防対策のため、人が集まることが困難になっており、結果として、サービスの提供や相談支援などを受け

られないといった支障をきたしています。そういった新たな災害、感染症対策の観点から、個人の障害特性に対応した避難支援や安否確認などの体制の整備、避難所等での感染症予防対策、いわゆる「新しい生活様式」に対応した福祉サービスの検討、障害のある人にもわかりやすい災害情報の提供などに取り組むことが求められています。

○桜井市においては、障害者が安心して地域でともに生活することができる「ともに生きる社会」の実現に向け、さまざまな障害福祉施策に取り組んできました。

障害福祉サービスについては、「第5期桜井市障害福祉計画」（以下「前期計画」という。）を平成30年3月に策定し、障害者が必要なサービスを受けながら安心して地域で暮らしていくことができるサービスの基盤整備を推進してきました。

○前期計画が令和2年度末をもって計画期間満了となることから、これまでの計画の進捗状況及び目標数値を検証し、国や県の指針を踏まえて「第6期桜井市障害福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

また、「児童福祉法」第33条の20の規定に基づき、「第2期桜井市障害児福祉計画」を一体的に策定することとします。

【最近の障害福祉関連施策の主な動き】

「障害者差別解消法」（H25.6月成立、H28.4月施行）
<ul style="list-style-type: none"> ●地方自治体等における差別的取り扱いの禁止 ●地方自治体等における合意的配慮の不提供の禁止（民間事業者は努力義務） ●差別解消に向けた取組に関する要領を策定（地方自治体は努力義務）
「障害者権利条約」の批准（H26.1月）
<ul style="list-style-type: none"> ●H19年に署名後、基本法改正、差別解消法制定等の国内法制度の整備に取り組んできた
「難病医療法」（H26.5月成立、H27.1月施行）
<ul style="list-style-type: none"> ●難病の患者に対する医療費助成を法定化し、その対象を拡大 ●相談、福祉サービス、就労や社会参加への支援も充実する
「障害者雇用促進法」改正（H25.6月成立、H28.4月施行）
<ul style="list-style-type: none"> ●雇用の分野における障害を理由とする差別的な取扱いを禁止 ●法定雇用率算定に精神障害者を加える（平成30年4月1日から施行）
「成年後見制度利用促進法」（H28.5.13施行）
<ul style="list-style-type: none"> ●成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進
「発達障害者支援法」改正（H28.5月成立、H28.8月施行）
<ul style="list-style-type: none"> ●障害の定義と発達障害への理解の促進 ●発達障害者支援地域協議会の設置
「ニッポン一億総活躍プラン」（H28.6.2閣議決定）
<ul style="list-style-type: none"> ●障害者、難病患者、がん患者等の活躍支援 ●地域共生社会の実現

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（改正住宅セーフティネットバリアフリー法）」（H29.10月施行）
<ul style="list-style-type: none"> ●社会的障壁の除去 ●切れ目のない支援などの理念の追加
「障害者総合支援法及び児童福祉法」の改正（H30.4.1施行）
<ul style="list-style-type: none"> ●自立生活援助の創設・就労定着支援の創設 ●高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用 ●障害児のサービス提供体制の計画的な構築（障害児福祉計画の策定） ●医療的ケアを要する障害児に対する支援
「学校教育法」「著作権法」改正（H30.5月施行）
<ul style="list-style-type: none"> ●デジタル教科書の併用制
「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」（障害者文化芸術推進法）（H30.6月施行）
<ul style="list-style-type: none"> ●計画策定の努力義務
「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（改正バリアフリー法）（H30.11月施行）
<ul style="list-style-type: none"> ●社会的障壁の除去などの理念の明記
「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）（R1.6月施行）
<ul style="list-style-type: none"> ●計画策定の努力義務
「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」（聴覚障害者等電話利用円滑化法）（R2.6月施行）
<ul style="list-style-type: none"> ●電話リレーサービスの制度化

2. 計画の性格

本計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」）第88条に規定する「市町村障害福祉計画」の第6期計画です。

計画の内容については、「桜井市障害者福祉基本計画」を上位計画として、障害福祉サービス等の提供体制の確保、3年を1期とした各年度における障害福祉サービス等の必要な量の見込みやその確保のための方策について定めるものです。

また、「児童福祉法」33条の20の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」の第2期計画としても、障害福祉計画と一体的に作成するものとします。

3. 計画期間

計画の期間は、令和3年度から令和5年度の3年間です。

ただし、計画期間中に障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら実績の分析・評価を行い、必要に応じて本計画の見直しを行います。

4. 策定体制

各方面の幅広い意見を反映させるため、市議会議員、学識経験者、障害者団体の代表、地域自立支援協議会、福祉関係事業者等からなる「桜井市障害者福祉基本計画等策定委員会」を設置し、計画内容について審議・協議を行いました。



第2章 障害者を取り巻く現状

1. 人口推移

1-1 人口の推移

平成29年度の57,705人から令和元年度の56,643人へと減少傾向となっています。

年齢別にみると、18歳未満人口は8,486人から8,160人へと減少しているのに対し、65歳以上人口は17,418人から17,702人へと増加しています。

【人口】

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
18歳未満	8,486	8,358	8,160
18～64歳	31,801	31,202	30,781
65歳以上	17,418	17,579	17,702
合計	57,705	57,139	56,643

単位：人

※各年度3月31日現在

※住民基本台帳・外国人登録

2. 障害者の推移

2-1 年齢別身体障害者手帳交付数の推移

身体障害者手帳所持者数は、全体では平成29年度の2,972人から令和元年度の2,921人へとやや減少傾向となっています。

年齢別にみると、18歳未満、65歳以上は、ほぼ横ばいの傾向にあり、18～64歳が減少しています。

【年齢別身体障害者手帳交付数】

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
18歳未満	44	44	42
18～64歳	709	683	652
65歳以上	2,219	2,228	2,227
合計	2,972	2,955	2,921

単位：人

※各年度3月31日現在

2-2 障害等級別身体障害者手帳交付数の推移

障害等級別身体障害者手帳交付数の推移をみると、5級、6級はやや増加していますが、他の等級は減少傾向にあります。

【障害等級別身体障害者手帳交付数】

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
1 級	892	893	883
2 級	394	391	382
3 級	549	535	525
4 級	756	751	738
5 級	192	197	198
6 級	189	188	195
合計	2,972	2,955	2,921

単位：人

※各年度 3 月 31 日現在

2-3 障害の部位別身体障害者手帳交付数

障害の部位別身体障害者手帳交付数をみると、肢体不自由が最も多くなっています。等級別でみると、1級では内部障害、2～5級では肢体不自由、6級では聴覚・平衡機能障害の割合が高くなっており、近年の傾向と同様です。

【障害の部位別身体障害者手帳交付数】

区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
視覚障害	81	56	10	18	28	19	212
聴覚・平衡機能障害	31	64	46	92	1	99	333
音声・言語・そしゃく機能障害	0	3	23	11	0	0	37
肢体不自由	278	252	322	433	169	77	1,531
内部障害	493	7	124	184	0	0	808
心臓機能	252	2	78	62	0	0	394
じん臓機能	224	2	11	3	0	0	240
呼吸器機能	10	0	19	5	0	0	34
ぼうこう・直腸機能	1	0	15	111	0	0	127
小腸機能	0	1	0	3	0	0	4
免疫機能	3	2	1	0	0	0	6
肝臓機能	3	0	0	0	0	0	3
計	883	382	525	738	198	195	2,921

単位：人

2-4 年齢別療育手帳交付数の推移

療育手帳所持者数は、全体では平成29年度の612人から令和元年度の643人へと増加傾向となっています。

年齢別にみると、18歳未満、65歳以上は、ほぼ横ばいの傾向にあり、18～64歳が増加しています。

【年齢別療育手帳交付数】

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
18歳未満	170	162	169
18～64歳	394	412	422
65歳以上	48	48	52
合計	612	622	643

単位：人

※各年度3月31日現在

2-5 判定別療育手帳交付数の推移

療育手帳所持者数を判定別にみると、A判定は平成29年度の254人から令和元年度の262人、B判定は平成29年度の358人から令和元年度の381人と、それぞれ増加しています。

【判定別療育手帳交付数】

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
A判定	254	256	262
B判定	358	366	381
合計	612	622	643

単位：人

※各年度3月31日現在

2-6 障害等級別精神障害者保健福祉手帳交付数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、全体では平成29年度の371人から令和元年度の483人へと大きく増加しています。

等級別にみると、1級は平成29年度の50人から令和元年度の64人、2級は、平成29年度の242人から令和元年度の305人、3級は、平成29年度の79人から令和元年度の114人と、それぞれ増加しています。

【障害等級別精神障害者保健福祉手帳交付数】

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1級	50	56	64
2級	242	275	305
3級	79	94	114
合計	371	425	483

単位：人
※各年度3月31日現在

2-7 自立支援医療（精神通院）

自立支援医療受給者数は、平成29年度698人、令和元年度760人となっており、増加傾向にあります。

【自立支援医療受給者数】

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
自立支援医療受給者数	698	738	760

※単位：人
※各年度6月30日現在

3. 障害児の教育環境

3-1 心身障害児公立幼稚園通園児数の推移

心身障害児公立幼稚園通園児数は、平成29年度には14人でしたが、令和元年度には6人と減少しています。

【心身障害児公立幼稚園通園児数】

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
通園児数	14	9	6

※単位：人
※各年度3月31日現在

3-2 心身障害児公立保育所通所児数の推移

心身障害児公立保育所通所児数は、平成29年度には31人でしたが、令和元年度には23人となっており、増減しながらやや減少傾向にあります。

【心身障害児公立保育所通所児数】

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
通所児数	31	18	23

※単位：人
※各年度3月31日現在

3-3 児童生徒が通う小学校・中学校の特別支援学級の在学状況

児童生徒が通う小学校・中学校の特別支援学級の在学状況は、令和2年5月現在234人で、主として知的障害及び情緒障害の生徒となっています。

【特別支援学級在学者数】

区分	在学者数									
	小学校						中学校			計
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	
知的障害	3	12	8	5	10	7	7	8	8	68
情緒障害	17	14	16	23	28	25	13	12	7	155
肢体不自由	0	1	0	0	1	0	0	0	0	2
難聴	1	0	0	0	0	1	0	0	0	2
病弱・身体虚弱	3	0	0	0	0	2	1	0	0	6
弱視	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
計	24	27	24	28	39	35	22	20	15	234

※単位：人
※令和2年5月1日現在

3-4 障害児教育諸学校へ桜井市からの就学状況

障害児教育諸学校へ桜井市からの就学状況は、小学部、中学部ともに減少傾向にあります。主に、県立二階堂養護学校への通学者が減少したためです。

【障害児教育諸学校通学者数】

学校名		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
県立ろう学校	小学部	4	2	1	0
	中学部	0	1	2	2
県立明日香養護学校	小学部	4	5	5	6
	中学部	2	1	1	1
県立二階堂養護学校	小学部	19	9	7	8
	中学部	18	18	13	10
県立養護学校病弱教育部門東大寺光明園教室	小学部	1	1	1	1
	中学部	0	0	0	0
県立盲学校	小学部	0	0	1	1
	中学部	1	1	0	0
計	小学部	28	17	15	16
	中学部	21	21	16	13

※単位：人
※各年度 5 月 1 日現在



4. 障害者の就業状況

4-1 障害者雇用の状況（奈良県）

法定雇用率達成企業数は、平成29年度の361社から令和元年度の394社へと増加しましたが、全体の企業数がそれ以上に増加したため、法定雇用率達成企業の割合は63.2%から59.8%へと減少しています。

【障害者雇用状況（奈良県）】

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
企業数（社）	571	645	659
うち法定雇用率達成企業数（社）	361	370	394
法定雇用率達成企業の割合（%）	63.2	57.4	59.8
基礎労働者数（人）	87,477	91,685	93,810
うち障害者数（人）	2,294	2,450	2,617
実雇用率（%）	2.6	2.7	2.8

※公共職業安定所
※各年度6月1日現在

4-2 障害者の新規求職申込数等

令和元年度には、新規求職申込数が224、就職件数が148、新規登録者数が117、有効求職数が344、就業中の者807、保留中の者629となっています。平成29年度から令和元年度にかけて、就業中の者・保留中の者が大きく増加傾向となっています。

【新規求職申込数等】

区分	平成29年度			平成30年度			令和元年度		
	身体	知的	精神	身体	知的	精神	身体	知的	精神
新規求職申込数（件）	235			280			224		
	73	80	82	68	115	97	81	33	110
就職件数（件）	145			167			148		
	43	57	45	47	72	48	28	74	46
新規登録者数（人）	124			175			117		
	26	58	40	29	91	55	34	15	68
有効求職数（人）	336			369			344		
	132	99	105	143	105	121	154	48	142
就業中の者（人）	681			775			807		
	321	253	107	339	302	134	344	300	163
保留中の者（人）	579			590			629		
	356	126	97	357	124	109	379	124	126

※公共職業安定所
※各年度3月1日現在

※管内は、桜井市、宇陀市、磯城郡3町、宇陀郡2村、東吉野村

4-3 公共職業安定所に登録している障害のある人の状況（管内）

全体に占める障害種別の割合をみると、登録者数では、身体障害者が約5割、知的障害者が約2割5分、精神障害者等が約2割5分となっています。有効求職者では、身体障害者が約4割5分、知的障害者が約1割5分、精神障害者等が約4割となっています。就業中では、身体障害者が約4割、知的障害者が約4割、精神障害者等が約2割となっています。保留中では、身体障害者が約6割、知的障害者が約2割、精神障害者等が約2割となっています。

保留中の身体障害者の占める割合がやや多い傾向にあります。

【公共職業安定所登録者数（管内）】

区分	登録者数		有効求職者		就業中		保留中		
	人	%	人	%	人	%	人	%	
身体障害者	視覚	59	3.3	10	2.9	23	2.9	26	4.1
	聴覚・言語等	121	6.8	20	5.8	57	7.1	44	7.0
	上肢	169	9.5	33	9.6	68	8.4	68	10.8
	下肢	244	13.7	47	13.7	98	12.1	99	15.7
	体幹	64	3.6	10	2.9	21	2.6	33	5.2
	脳病変	9	0.5	0	0.0	5	0.6	4	0.6
	内部障害	211	11.9	34	9.9	72	8.9	105	16.7
	小計	877	49.3	154	44.8	344	42.6	379	60.3
知的障害者	472	26.5	48	14.0	300	37.2	124	19.7	
精神障害者等	431	24.2	142	41.3	163	20.2	126	20.0	
計	1,780	100.0	344	100.0	807	100.0	629	100.0	

※公共職業安定所

※令和2年3月31日現在

※管内は、桜井市、宇陀市、磯城郡3町、宇陀郡2村、東吉野村



5. 入所・通所施設の状況

5-1 施設入所者の日中活動系サービス利用状況

入所施設の状況を見ると、市内に入所施設はなく、主として周辺市町村にある入所施設を利用しています。

日中活動系サービスについては、奈良市（12人）が最も多く、次いで宇陀市（11人）、五條市・高取町（ともに10人）、大和高田市・明日香村（ともに6人）の順になっています。

【施設入所者の日中活動系サービス利用状況】

住所	日中活動系				計
	生活介護	就労継続支援 B型	機能訓練	生活訓練	
奈良市	12	0	0	0	12
大和高田市	5	1	0	0	6
大和郡山市	1	0	0	0	1
橿原市	1	0	0	0	1
五條市	10	0	0	0	10
香芝市	4	0	0	0	4
宇陀市	11	0	0	0	11
山添村	3	0	0	0	3
田原本町	0	0	2	0	2
高取町	10	0	0	0	10
明日香村	6	0	0	0	6
大淀町	4	0	0	0	4
滋賀県湖南市	1	0	0	0	1
和歌山県田辺市	1	0	0	0	1
合計	69	1	2	0	72

※単位：人

※令和2年3月31日現在

5-2 障害者の通所状況

市内（162人）が最も多く、次いで橿原市（57人）、宇陀市（34人）、天理市（33人）、奈良市（28人）、田原本町（22人）の順になっています。

【障害者の通所状況】

住所	日中活動系						短期入所	合計
	生活介護	就労継続支援 B型	就労継続支援 A型	就労移行	機能訓練	生活訓練		
市内	95	45	0	0	0	0	22	162
奈良市	16	7	2	0	0	2	1	28
大和高田市	6	6	4	0	0	0	0	16
大和郡山市	1	1	1	0	0	0	0	3
天理市	17	3	3	1	0	0	9	33
橿原市	17	11	24	3	0	2	0	57
香芝市	5	8	0	0	0	0	1	14
宇陀市	26	3	0	1	0	0	4	34
山添村	6	3	0	2	0	0	0	11
三宅町	2	0	0	0	0	0	0	2
田原本町	6	3	2	0	2	3	6	22
大淀町	4	0	0	0	0	0	2	6
広陵町	1	0	0	0	0	0	0	1
御所市	1	1	0	0	0	0	1	3
吉野町	0	0	3	0	0	0	0	3
川西町	0	0	0	0	0	0	2	2
高取町	10	0	0	1	0	0	1	12
御杖村	2	1	0	0	0	0	0	3
五條市	11	1	0	0	0	0	0	12
斑鳩町	0	1	0	0	0	0	0	1
生駒市	0	2	0	0	0	0	0	2
明日香村	10	0	0	0	0	0	0	10
十津川村	0	0	0	0	0	0	1	1
大阪府大阪市西区	0	0	0	1	0	0	0	1
大阪府大阪市淀川区	0	0	0	1	0	0	0	1
滋賀県湖南市	1	0	0	0	0	0	0	1
和歌山県田辺市	1	0	0	0	0	0	0	1
合計	238	96	39	10	2	7	50	442

※単位：人

※令和2年3月31日現在

6. 障害者福祉サービスの充実

【注記】

令和2年の初めから、新型コロナウイルス感染症の予防のため、多数の障害者福祉サービス事業所が、活動を停止・縮小したり、サービス提供者と利用者、および利用者同士の接触の機会を減らすなどの対策を余儀なくされました。そのため、令和2年度の実績の見込み量が、例年に比べて少なくなっているサービスがあります。

6-1 訪問による在宅生活の支援

年度により増減はありますが、平成30年度から令和2年度にかけて、居宅介護は増加していますが、重度訪問介護・重度障害者等包括支援・訪問入浴は横ばい傾向を示しています。

サービス種別		単位	実績値		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
居宅介護	利用者数	人分	137	139	143
	サービス量	時間分	2,759	2,919	3,011
重度訪問介護	利用者数	人分	6	6	7
	サービス量	時間分	1,041	1,059	1,218
重度障害者等包括支援	利用者数	人分	0	0	0
	サービス量	時間分	0	0	0
訪問入浴サービス	利用者数	人分	6	6	6
	サービス量	回分	39	45	45

※各年度3月31日現在（令和2年度は見込値）

※人分：月間利用者数、時間分：月間の総利用時間数

6-2 外出の支援

平成30年度から令和2年度にかけて、行動援護は増加傾向がみられます。その他行動援護・移動支援についても微増傾向がみられます。

サービス種別		単位	実績値		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
行動援護	利用者数	人分	53	55	56
	サービス量	時間分	841	958	972
同行援護	利用者数	人分	15	16	17
	サービス量	時間分	185	190	196
移動支援	利用者数	人分	150	158	165
	サービス量	時間分	1,066	1,102	1,187

※各年度3月31日現在（令和2年度は見込値）

※人分：月間利用者数、時間分：月間の総利用時間数

6-3 短期入所

平成30年度から令和2年度にかけて、短期入所は増加傾向がみられます。

サービス種別		単位	実績値		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
短期入所	利用者数	人分	56	57	58
	サービス量	人日分	301	308	311

※各年度3月31日現在（令和2年度は見込値）

※人分：月間利用者数、人日分：月間利用者×1人1か月あたりの平均利用日数

6-4 日中活動の支援

平成30年度から令和2年度にかけて、生活介護は増加傾向がみられます。

サービス種別		単位	実績値		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
生活介護	利用者数	人分	213	217	219
	サービス量	人日分	4,198	4,446	4,507
療養介護	利用者数	人分	6	6	6

※各年度3月31日現在（令和2年度は見込値）

※人分：月間利用者数、人日分：月間利用者×1人1か月あたりの平均利用日数

6-5 居住の支援

平成30年度から令和2年度にかけて、共同生活援助は増加傾向がみられます。

サービス種別		単位	実績値		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
自立生活援助	利用者数	人分	0	0	0
共同生活援助	利用者数	人分	42	49	55
施設入所支援	利用者数	人分	72	72	72

※各年度3月31日現在（令和2年度は見込値）

※人分：月間利用者数

6-6 日常生活用具の給付

年度により増減はありますが、平成30年度から令和2年度にかけて、情報・意思疎通支援用具に増加傾向がみられます。

サービス種別		単位	実績値		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
介護・訓練支援用具	利用件数	件	11	8	10
自立生活支援用具	利用件数	件	13	10	10
在宅療養等支援用具	利用件数	件	11	10	11
情報・意思疎通支援用具	利用件数	件	36	36	37
排泄管理支援用具	利用件数	件	1,654	1,685	1,681
住宅改修	利用件数	件	2	3	3

※各年度3月31日現在（令和2年度は見込値）

※件：年間延べ利用件数

6-7 補装具の交付・修理

平成30年度から令和2年度にかけて、170件程度で推移しています。

サービス種別		単位	実績値		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
補装具の交付・修理	利用件数	件	163	167	171

※各年度3月31日現在（令和2年度は見込値）

※件：年間延べ利用件数

6-8 就労の支援

年度により増減はありますが、平成30年度から令和2年度にかけて、就労継続支援（A型）・（B型）は増加傾向がみられます。

サービス種別		単位	実績値		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
就労移行支援	利用者数	人分	8	10	9
	サービス量	人日分	149	212	153
就労継続支援（A型）	利用者数	人分	43	51	57
	サービス量	人日分	842	1,011	1,108
就労継続支援（B型）	利用者数	人分	94	106	117
	サービス量	人日分	1,451	1,664	1,836
就労定着支援	利用者数	人分	0	1	2

※各年度3月31日現在（令和2年度は見込値）

※人分：月間利用者数、人日分：月間利用者×1人1か月あたりの平均利用日数

6-9 自立生活のための支援

年度により増減はありますが、平成30年度から令和2年度にかけて、自立訓練（機能訓練）・自立訓練（生活訓練）ともに横ばい傾向がみられます。

サービス種別	単位	実績値			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	
自立訓練（機能訓練）	利用者数	人分	3	3	3
	サービス量	人日分	32	46	46
自立訓練（生活訓練）	利用者数	人分	7	7	7
	サービス量	人日分	98	102	104

※各年度3月31日現在（令和2年度は見込値）

※人分：月間利用者数、人日分：月間利用者×1人1か月あたりの平均利用日数

6-10 社会参加のための支援

年度により増減はありますが、平成30年度から令和2年度にかけて、ほぼ横ばい傾向です。

サービス種別			単位	実績値		
				平成30年度	令和元年度	令和2年度
コミュニケーション支援事業	ア. 手話通訳者等派遣事業	派遣延べ件数	人	228	218	88
	イ. 手話通訳者設置事業	実設置見込み者数	件	260	260	260
	ウ. 要約筆記者等派遣事業	派遣延べ件数	人	11	16	0
地域活動支援センター		箇所数	箇所	1	1	1
		利用者数（基礎的事業）	人分	73	79	81
		利用者数（Ⅰ型）	人分	67	73	75
		利用者数（Ⅱ型）	人分	0	0	0
日中一時支援		利用者数（Ⅲ型）	人分	6	6	6
		箇所数	箇所	20	20	20
社会参加促進事業		利用者数	人分	30	31	33
		障害者（児）スポーツ教室	人分	177	168	0
		点字・声の広報等発行事業	人分	30	30	30
	手話通訳奉仕員等養成事業	人分	23	25	20	

※各年度3月31日現在（令和2年度は見込値）

※日中一時支援の人分：月間利用者数

6-11 地域社会に対する働きかけ

平成30年度から令和2年度にかけて、理解促進研修・啓発、自発的活動支援とともに横ばい傾向がみられます。

サービス種別		単位	実績値		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
理解促進研修・啓発	利用回数	回	5	8	0
自発的活動支援	利用回数	回	11	4	0

※各年度3月31日現在（令和2年度は見込値）

※回：年間回数

※新型コロナウイルス感染症予防対策により令和2年度は実施予定なし

6-12 障害児の健やかな育成のためのサービスの充実（障害児福祉計画）

年度により増減はありますが、平成30年度から令和2年度にかけて、児童発達支援・放課後等デイサービスは増加傾向がみられます。

サービス種別		単位	実績値		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
児童発達支援	利用者数	人分	81	90	99
	サービス量	人日分	406	465	503
放課後等デイサービス	利用者数	人分	132	147	163
	サービス量	人日分	1,387	1,375	1,570
保育所等訪問支援	利用者数	人分	0	1	3
	サービス量	人日分	0	1	3
医療型児童発達支援	利用者数	人分	0	0	0
	サービス量	人日分	0	0	0
障害児相談支援	利用者数	人分	98	100	105
居宅訪問型児童発達支援	利用者数	人分	0	0	0

※各年度3月31日現在、令和元年度「児童発達支援」は10月31日現在（令和2年度は見込値）

※人分：月間利用者数、人日分：月間利用者×1人1か月あたりの平均利用日数

6-13 サービス利用支援

年度により増減はありますが、平成30年度から令和2年度にかけて、計画相談支援は微増傾向がみられます。

サービス種別		単位	実績値		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画相談支援	利用者数	人分	363	391	410
地域移行支援	利用者数	人分	0	0	0
地域定着支援	利用者数	人分	0	0	0

※各年度3月31日現在（令和2年度は見込値）

6-14 日常生活の相談支援

平成30年度から令和2年度にかけて、いずれのサービス種別ともに横ばい傾向がみられます。

サービス種別		単位	実績値		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
障害者相談支援事業	箇所数	箇所	1	1	1
基幹相談支援センター	箇所数	箇所	0	0	0
住宅入居等支援事業	実施の有無	有無	未実施	未実施	未実施
障害者虐待防止センター	箇所数	箇所	1	1	1
地域自立支援協議会	箇所数	箇所	1	1	1
成年後見制度利用支援事業	利用者数	人	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有無	未実施	未実施	未実施

※各年度3月31日現在（令和2年度は見込値）

※実利用者数：年間利用者数



7. 前期計画（重点項目）の振り返り

7-1 福祉施設から地域生活への移行促進

【具体的取組内容】

- 施設入所者の地域移行でいえば、自立訓練入所利用期間終了後に地域で生活を送っている方はいますが、その他一般的な入所施設からの地域移行はありませんでした。精神科病院の入院患者については、病院の相談員、相談支援事業所との連携を図り、地域移行を行った実績があります。

	令和元年度	詳細
施設入所者数	72人	グループホーム移行者：1人
地域生活移行者数	3人	居宅生活者：2人 死亡・高齢者施設：1人
移行率	4.0%	新規入所者：4人

※実績値は令和元年度3月末現在

【課題】

- 居宅生活を送るに際して、サービスを利用調整する相談支援事業所が少ないことに課題があります。また、市内にグループホームが少なく市外に転居されるケースも目立ちます。

7-2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【具体的取組内容】

- 協議の場の設置に向けて、令和2年度より保健・医療・福祉関係者が集まり説明会や研修が行われました。

	令和元年度
保健・医療・福祉関係者の協議の場を設置	未実施

【課題】

- 今後、協議を重ねながら、奈良県中和保健所を核として広域的な形で設置に向けた話を推進していきます。

7-3 地域生活支援拠点等の整備

【具体的取組内容】

- 地域生活支援拠点については整備できていません。現在自立支援協議会にて、拠点の策定について、話し合いを続けています。

	令和元年度
地域生活支援拠点を少なくとも一つ整備	0 拠点

【課題】

- 地域生活支援拠点を各市町村に少なくとも1か所以上設置するという国の方針が令和5年度末まで延長しましたが、少しでも早く実現できるよう今後も自立支援協議会を軸に検討を続けていきます。

7-4 福祉施設から一般就労への移行促進

【具体的取組内容】

- 一般就労への移行を促進するため、就労移行支援をはじめ就労系サービスの適切な支給決定を行いました。また福祉施設から一般就労への移行者が、自立した地域生活が送れるように就労定着支援の活用が増えています。

	令和元年度
一般就労移行者数	11 人
就労移行支援事業利用者数	10 人
就労定着支援事業利用者数	1 人

※実績値は令和元年度3月末現在

【課題】

- 就労支援に関わる機関とのさらなる連携強化や就労定着支援などの新制度を十分に活用した就労支援が必要です。

7-5 障害児に対する重層的な地域支援体制の構築

【具体的取組内容】

- 障害児に対する支援として、児童発達支援や放課後等デイサービスの支給決定は年々増加傾向です。また保育所等訪問支援の利用も微増傾向となっておりますが、児童発達支援センターの設置には至っておりません。

	令和2年度	詳細
児童発達支援センターを少なくとも1箇所確保	0箇所	令和元年度保育所等訪問支援利用者：1人

【課題】

- 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置するという国の方針が令和5年度末まで延長しましたので、今後も発達支援のあり方をけんこう増進課、児童福祉課、学校教育課と連携を図りながら、推進していきます。

7-6 医療的ニーズへの対応

【具体的取組内容】

- 保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るため、協議の場を設けるための検討を進めています。

	令和2年度
重症心身障害児に対応した児童発達支援事業所を少なくとも1箇所確保	0箇所
重症心身障害児に対応した放課後等デイサービス事業所を少なくとも1箇所確保	0箇所

【課題】

- 令和2年3月31日時点で、市内には児童発達支援事業所が4か所、放課後等デイサービス事業所は8か所ありますが、重症心身障害児の方を支援するには、医療的体制等課題が多く、実現には至っておりません。

8. アンケート調査結果

8-1 調査概要

桜井市在住の18歳以上の一般市民1,000名、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、および、障害福祉サービスを利用している方2,000名を対象に、本計画を策定する基礎資料とするためのアンケート調査を実施しました。

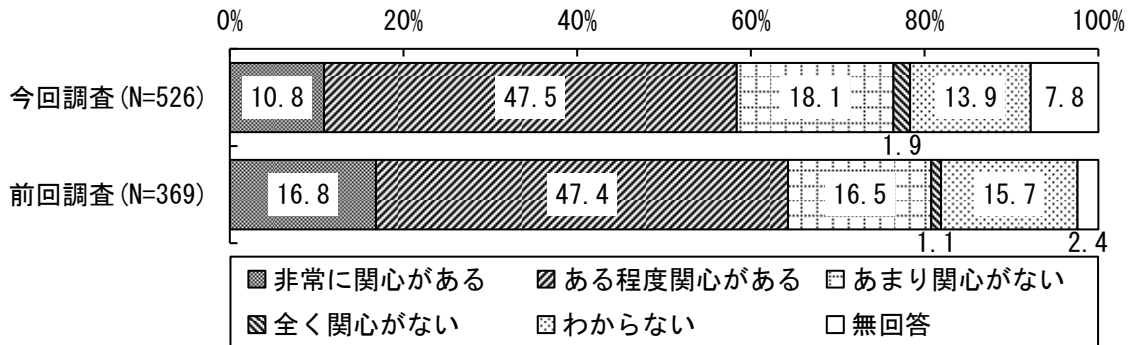
	配布数	有効回答数	有効回答率
一般市民	1,000	526	52.6%
障害者	2,000	1,123	56.2%

8-2 調査結果抜粋

※平成28年に実施したアンケート調査結果と比較する場合には、「前回調査」と表記しています。

【障害のある方の現状や課題について関心の有無】（一般市民）

「非常に関心がある」と「ある程度関心がある」の合計が58.3%となっています。前回調査（64.2%）に比べて、減少しています。

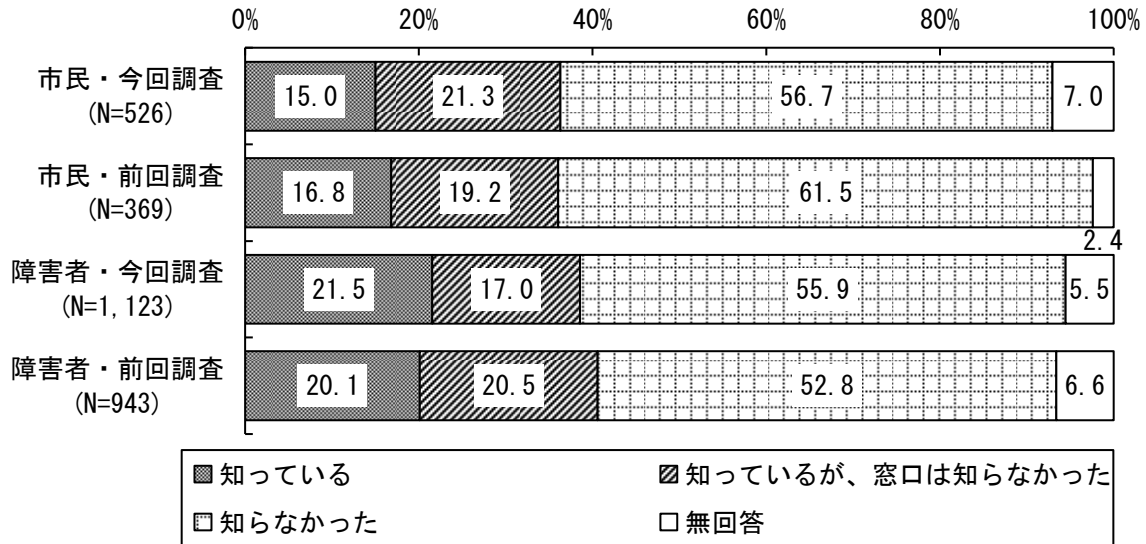


【障害者虐待防止法の施行の認知度】（一般市民・障害者）

一般市民では、「知っている」が15.0%となっています。前回調査（16.8%）に比べて、ほぼ同様の傾向です。

障害者では、「知っている」が21.5%となっています。前回調査（20.1%）に比べて、ほぼ同様の傾向です。

一般市民と障害者を比べると、障害者の認知度が高くなっています。

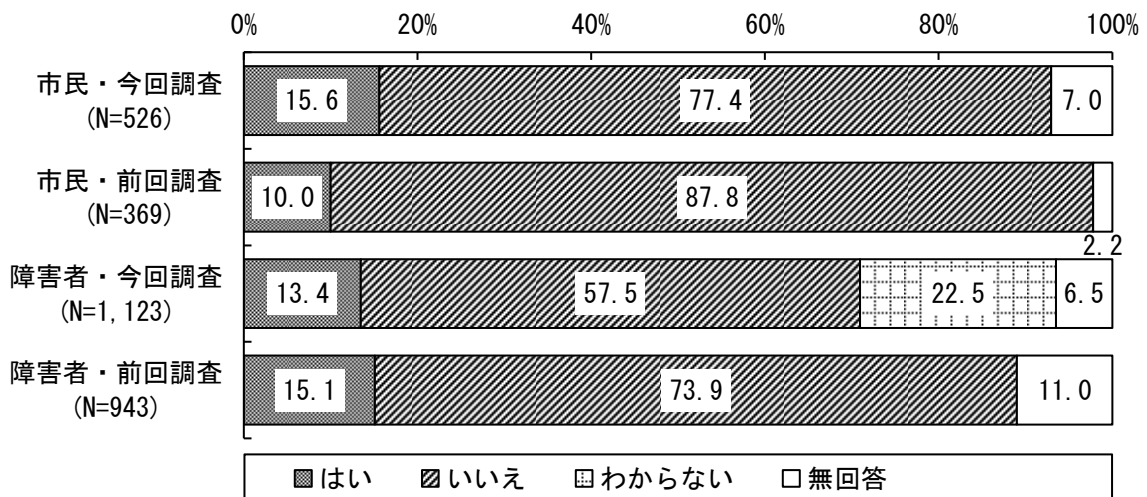


【障害者差別解消法の施行の認知度】（一般市民・障害者）

一般市民では、「はい」が15.6%となっています。前回調査（10.0%）に比べて、やや増加しています。

障害者では、「はい」が13.4%となっています。前回調査（15.1%）に比べて、ほぼ同様の傾向です。

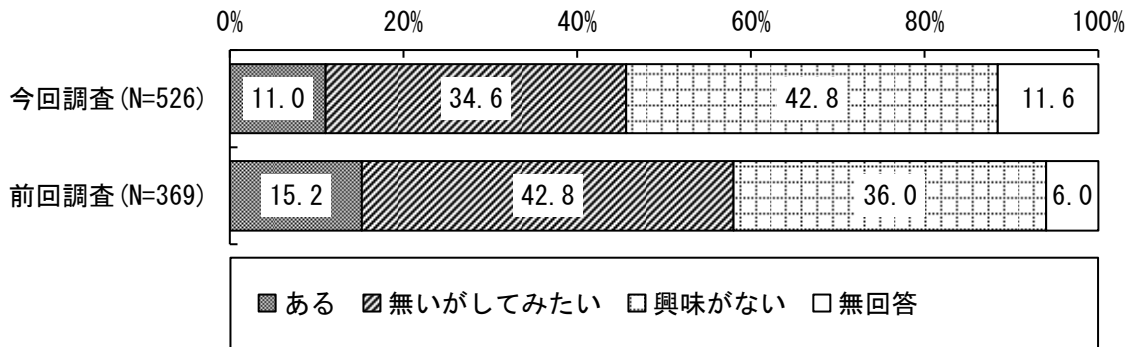
一般市民と障害者を比べると、ほぼ同様の傾向です。



※選択肢「わからない」は障害者・今回調査のみ

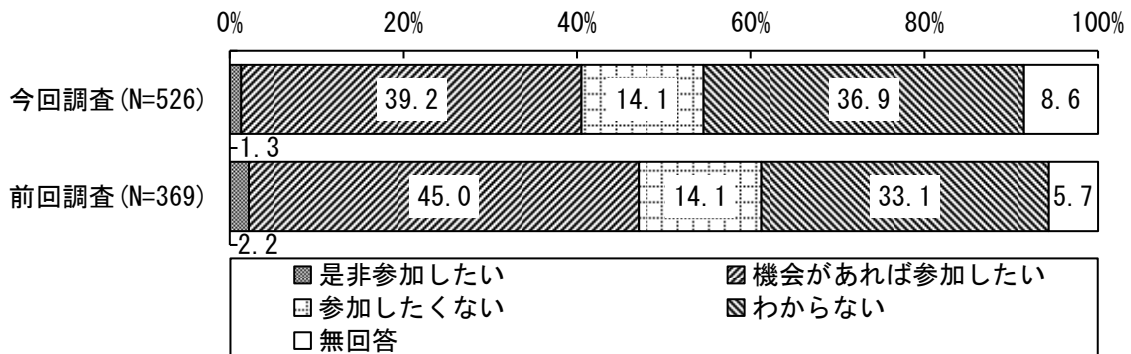
【障害に関するボランティア経験の有無】（一般市民）

「ある」と「無いがしてみたい」の合計が、45.6%となっています。
 前回調査（58.0%）に比べて、減少しています。



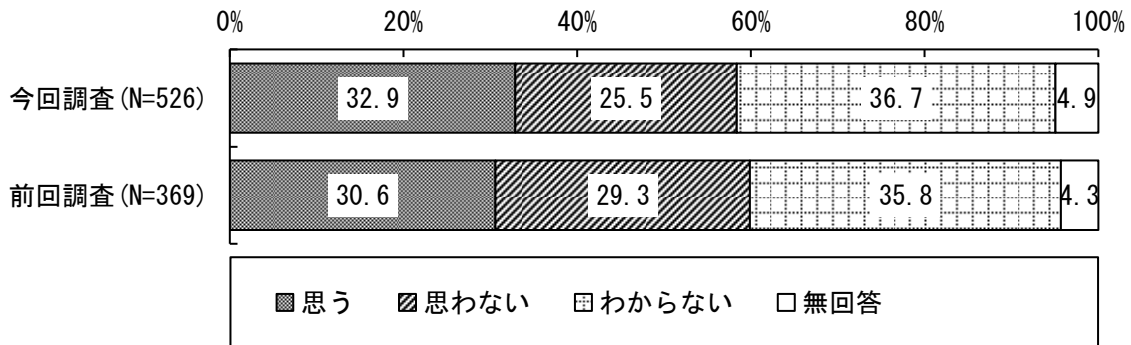
【障害に関するボランティア活動への参加意向】（一般市民）

「是非参加したい」と「機会があれば参加したい」の合計が40.5%となっています。
 前回調査（47.2%）に比べて、減少しています。



【障害のある方の社会参加について、理解が深まってきているか】（一般市民）

「思う」が32.9%となっています。
 前回調査（30.6%）に比べて、ほぼ同様の傾向です。

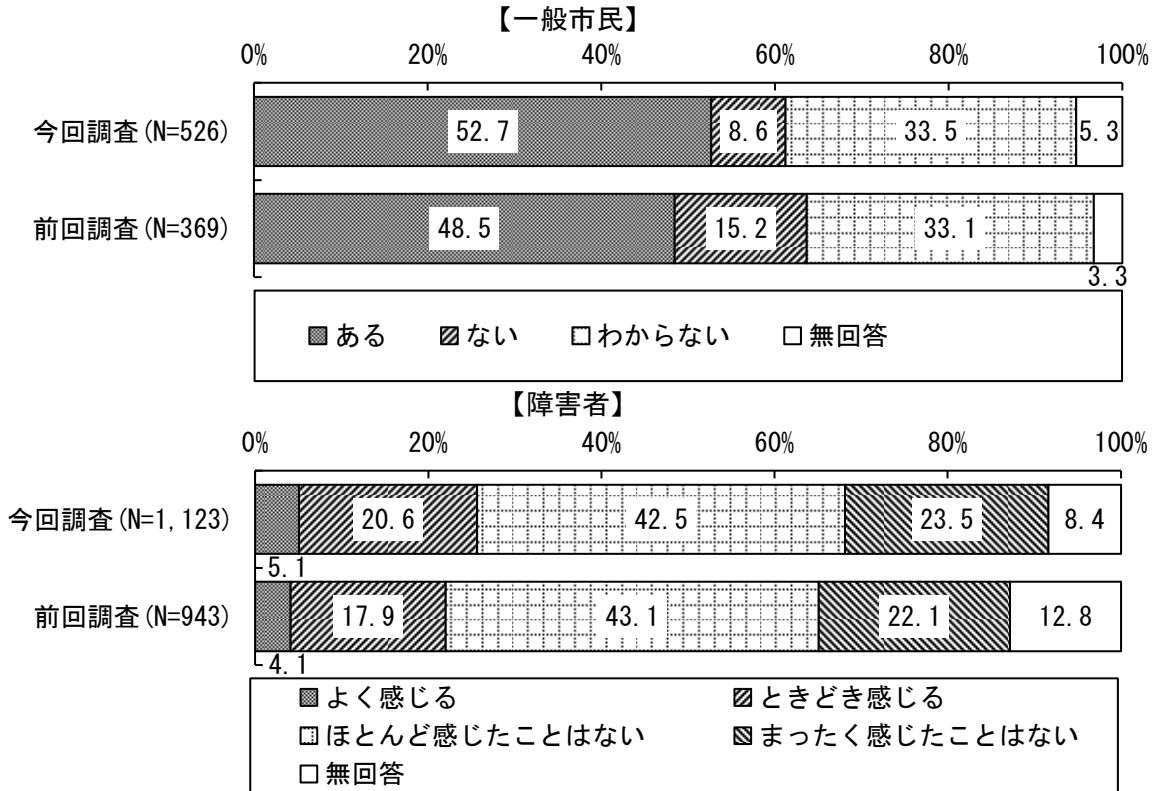


【今の社会で障害のある方への、差別や偏見を感じることもあるか】(一般市民・障害者)

一般市民では、「ある」が52.7%となっています。前回調査(48.5%)に比べて、ほぼ同様の傾向です。

障害者では、「よく感じる」と「ときどき感じる」の合計が25.7%となっています。前回調査(22.0%)に比べて、増加しています。

一般市民と障害者を比べると、一般市民のほうが差別や偏見を感じる人が多くなっています。



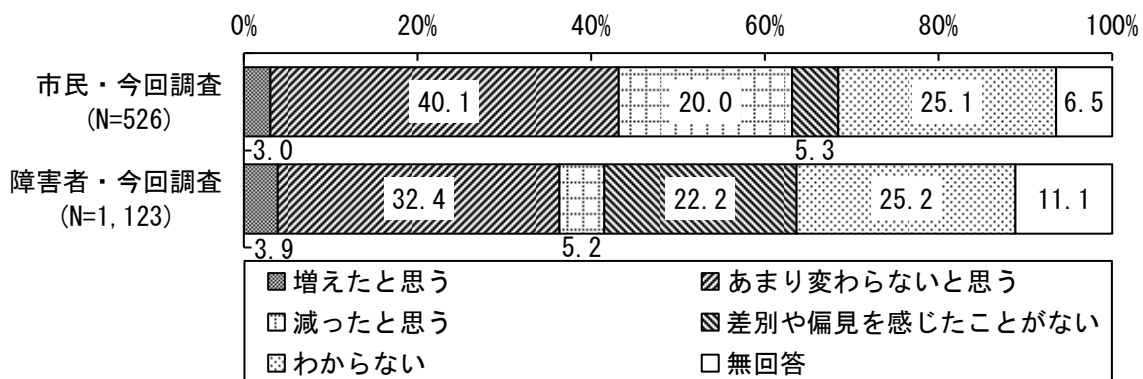
【障害のある方への差別や偏見を感じることはこの5年間で変わったか】

(一般市民・障害者)

一般市民では、「あまり変わらないと思う」(40.1%)が最も多くなっています。

障害者では、「あまり変わらないと思う」(32.4%)が最も多くなっています。

一般市民と障害者を比べると、一般市民では「減ったと思う」(20.0%)が障害者に比べて多いですが、障害者では「差別や偏見を感じたことがない」(22.2%)が一般市民に比べて多いです。



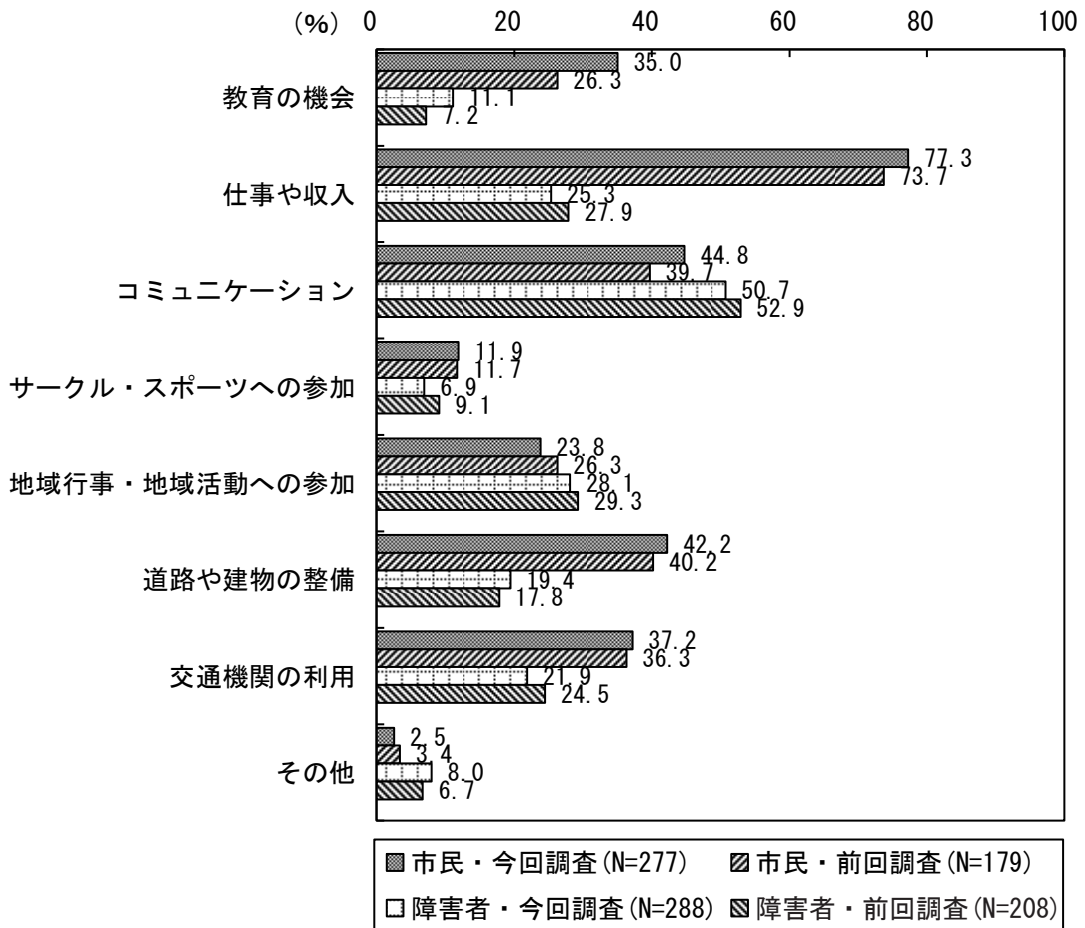
【差別や偏見を感じることもある方は、差別や偏見を何に関して感じているか】

(一般市民・障害者)

一般市民では、「仕事や収入」(77.3%)が最も多く、次いで「コミュニケーション」(44.8%)、「道路や建物の整備」(44.2%)となっています。前回調査に比べて、「教育の機会」が増加しています。

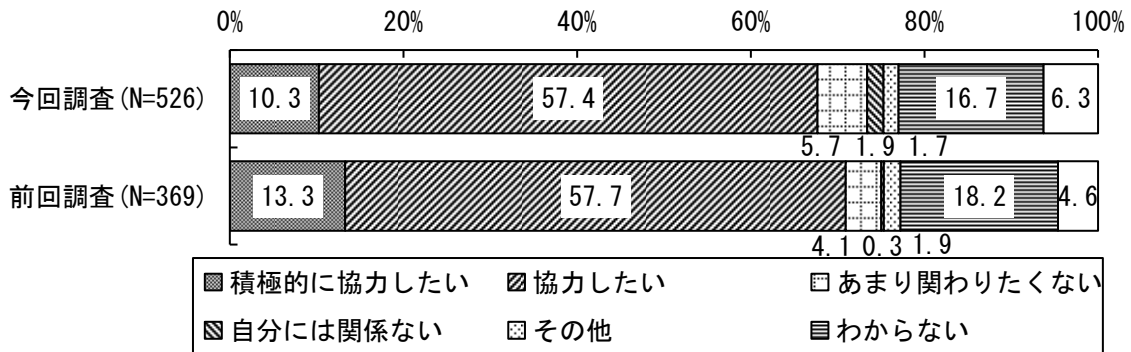
障害者では、「コミュニケーション」(50.7%)が最も多く、次いで「地域行事・地域活動への参加」(28.1%)、「仕事や収入」(25.3%)となっています。前回調査に比べて、ほぼ同様の傾向です。

一般市民と障害者を比べると、全体的に一般市民のほうが差別や偏見を感じる人が多くなっていますが、障害者では「コミュニケーション」に差別や偏見を感じる人が一般市民に比べて多い傾向にあります。



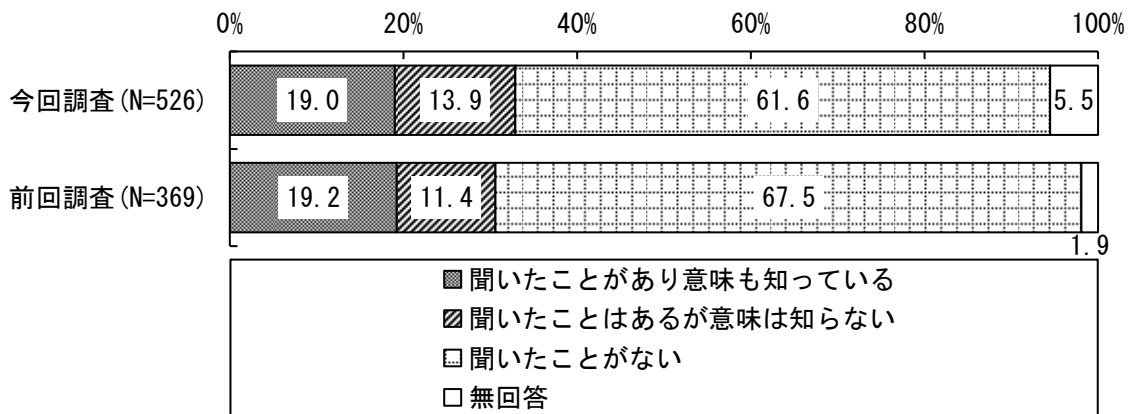
【障害のある方が地域の中で生活・活動することについて】（一般市民）

「積極的に協力したい」と「協力したい」の合計が67.7%となっています。
 前回調査（71.0%）に比べて、ほぼ同様の傾向です。



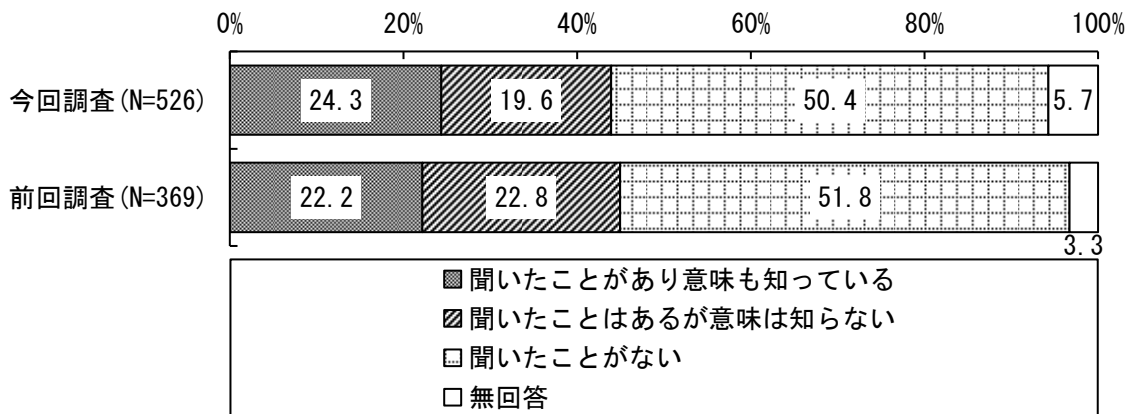
【「ノーマライゼーション」という言葉の認知度】（一般市民）

「聞いたことがあり意味も知っている」が19.0%となっています。
 前回調査（19.2%）に比べて、ほぼ同様の傾向です。



【「共生社会」という言葉の認知度】（一般市民）

「聞いたことがあり意味も知っている」が24.3%となっています。
 前回調査（22.2%）に比べて、ほぼ同様の傾向です。



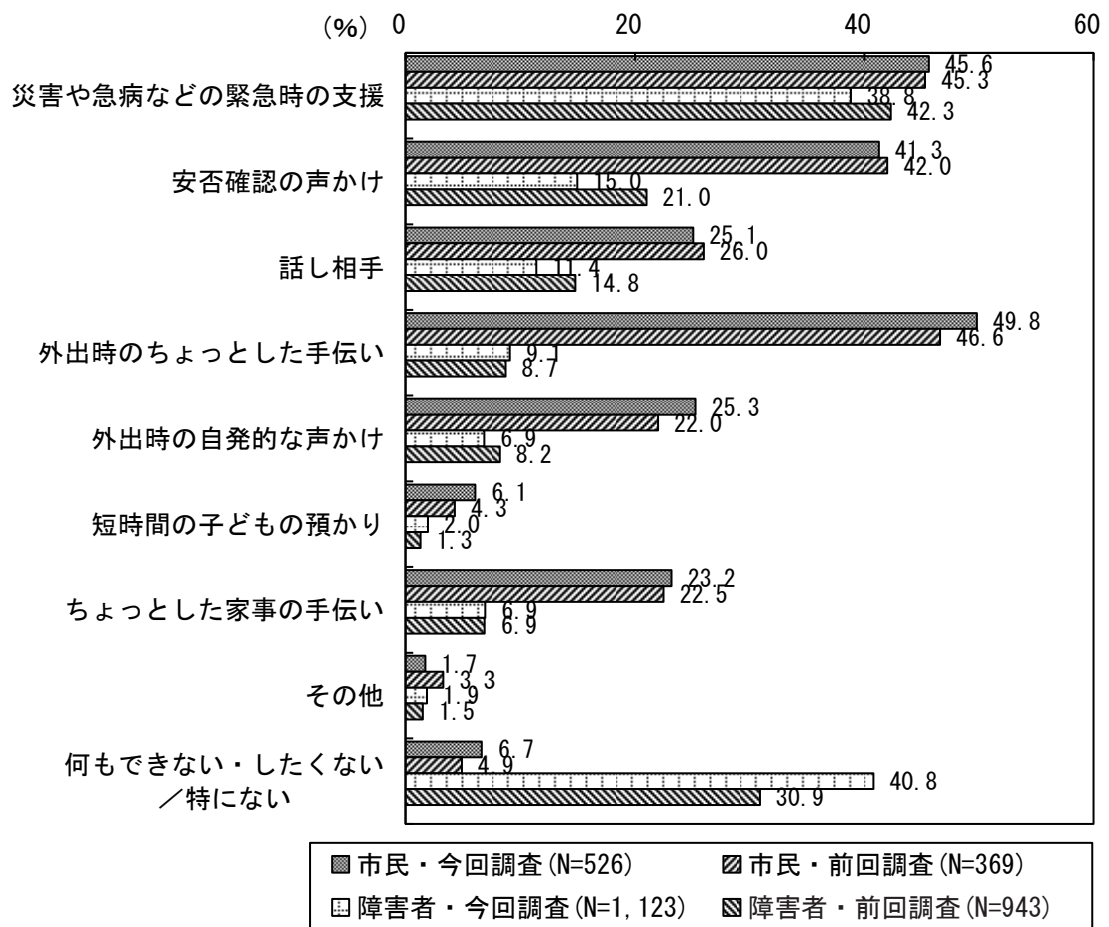
【お住まいの地域で障害のある方に対してできること】（一般市民）

【日常生活で地域の人に手助けしてもらいたいこと】（障害者）

一般市民では、「外出時のちょっとした手伝い（ドアを開ける、段差で車いすを押すなど）」（49.8%）が最も多く、次いで「災害や急病などの緊急時の支援」（45.6%）、「安否確認の声かけ」（41.3%）となっています。前回調査に比べて、ほぼ同様の傾向です。

障害者では、「特にない」（40.8%）を除き、「災害や急病などの緊急時の支援」（38.8%）が最も多く、次いで「安否確認の声かけ」（15.0%）、「話し相手」（11.4%）となっています。前回調査に比べて、「安否確認の声かけ」が減少しています。

一般市民と障害者を比べると、全体的に障害者が望む以上の手助けを、一般市民ができると考えている傾向にあります。



【現在の生活で困っていることや不安に思っていること】（障害者）

身体障害者手帳所持者では、「自分の健康や体力に自信がない」（44.7％）が最も多く、次いで「特に困っていることはない」（25.2％）、「家族など介助者の健康状態」（19.7％）となっています。

療育手帳所持者では、「将来的に生活する住まいまたは施設があるかどうか」（34.0％）が最も多く、次いで「特に困っていることはない」（29.6％）、「家族など介助者の健康状態」（24.1％）となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者では、「自分の健康や体力に自信がない」（41.1％）が最も多く、次いで「十分な収入が得られない」（28.6％）、「将来的に生活する住まいまたは施設があるかどうか」（22.0％）となっています。

難病患者では、「自分の健康や体力に自信がない」（51.0％）が最も多く、次いで「家族など介助者の健康状態」（29.4％）、「将来的に生活する住まいまたは施設があるかどうか」（16.7％）となっています。

発達障害者では、「将来的に生活する住まいまたは施設があるかどうか」（29.2％）が最も多く、次いで「特に困っていることはない」（27.0％）、「家族など介助者の健康状態」（26.3％）となっています。

区分	有効回答数 (件)	身の回りの介助や 支援をしてくれる 人がいない	一緒に暮らす人が いない	働くところがない	十分な収入が得ら れない	趣味や生きがい が見つけられない	必要な情報が得ら れない	生活をするうえで 必要な情報が得ら れない	自分の健康や体力 に自信がない
身体障害者手帳所持者	797	4.5%	3.5%	4.0%	16.8%	6.6%	2.6%	44.7%	
療育手帳所持者	162	4.9%	1.9%	3.7%	19.8%	8.0%	6.8%	13.0%	
精神障害者保健福祉 手帳所持者	304	6.3%	6.3%	8.9%	28.6%	19.4%	7.6%	41.1%	
難病患者	102	5.9%	2.9%	3.9%	15.7%	8.8%	3.9%	51.0%	
発達障害者	137	5.1%	1.5%	8.0%	23.4%	12.4%	8.8%	18.2%	
区分	健康状態 家族など介助者の 健康状態	同居の家族との関 係	隣人などの関係	医療サービスが受 けられない	必要な保健・福祉・ 医療サービスが受 けられない	将来的に生活する 住まいまたは施設 があるかどうか	その他	特に困っているこ とはない	
身体障害者手帳所持者	19.7%	4.5%	2.5%	2.8%	12.7%	2.1%	25.2%		
療育手帳所持者	24.1%	7.4%	5.6%	3.7%	34.0%	4.9%	29.6%		
精神障害者保健福祉 手帳所持者	20.1%	6.9%	10.2%	4.3%	22.0%	6.9%	20.1%		
難病患者	29.4%	1.0%	2.9%	2.9%	16.7%	2.0%	14.7%		
発達障害者	26.3%	10.2%	6.6%	6.6%	29.2%	8.8%	27.0%		

【悩みや困ったことを相談するのは誰（どこ）か】（障害者）

身体障害者手帳所持者では、「家族」（79.5%）が最も多く、次いで「友人・知人」（21.8%）、「病院」（11.5%）となっています。

療育手帳所持者では、「家族」（69.1%）が最も多く、次いで「サービスを受けているところ（施設、作業所、事業所）」（41.4%）、「相談支援事業所」（13.6%）となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者では、「家族」（69.7%）が最も多く、次いで「病院」（19.7%）、「友人・知人」（17.8%）となっています。

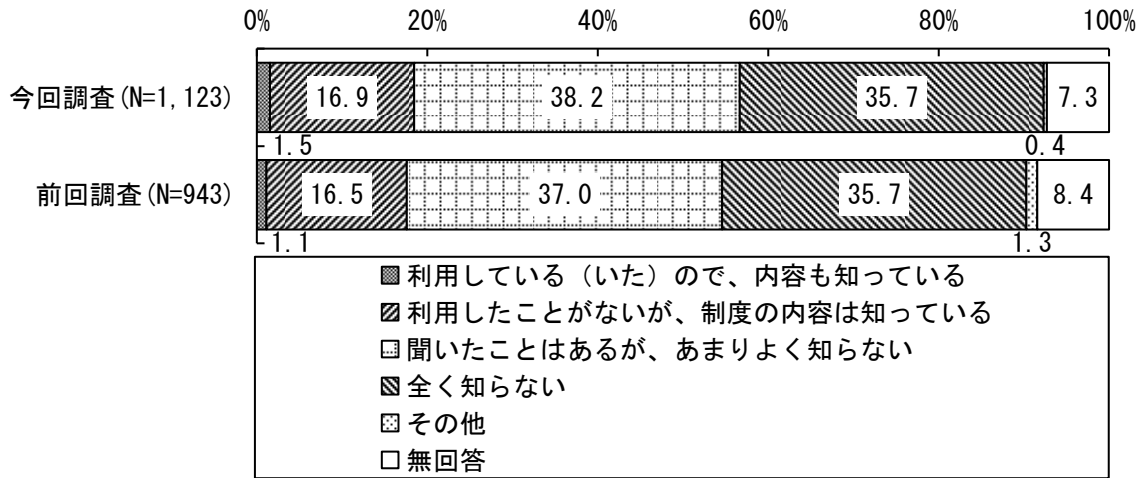
難病患者では、「家族」（70.6%）が最も多く、次いで「友人・知人」（25.5%）、「病院」「サービスを受けているところ（施設、作業所、事業所）」（ともに15.7%）となっています。

発達障害者では、「家族」（73.7%）が最も多く、次いで「サービスを受けているところ（施設、作業所、事業所）」（33.6%）、「保育所・幼稚園・認定こども園・学校」「相談支援事業所」（ともに16.8%）となっています。

区分	有効回答数（件）	家族	友人・知人	隣近所の人	校 認定こども園・学 保育所・幼稚園・学	職場	病院	サービスを受けているところ（施設、作業所、事業所）	ホームヘルパー
身体障害者手帳所持者	797	79.5%	21.8%	3.9%	1.0%	2.4%	11.5%	10.0%	5.1%
療育手帳所持者	162	69.1%	8.6%	0.0%	12.3%	3.7%	7.4%	41.4%	3.1%
精神障害者保健福祉手帳所持者	304	69.7%	17.8%	1.6%	2.3%	3.6%	19.7%	17.4%	5.6%
難病患者	102	70.6%	25.5%	5.9%	2.9%	3.9%	15.7%	15.7%	8.8%
発達障害者	137	73.7%	8.0%	0.7%	16.8%	4.4%	10.2%	33.6%	2.2%
区分	市役所の職員	社会福祉協議会	相談支援事業所	員 民生委員・児童委	障害者相談員	障害者（児）団体	SNS インターネットや	その他	い 相談する人はいな
身体障害者手帳所持者	4.8%	2.8%	2.6%	1.3%	1.3%	0.5%	1.6%	2.9%	4.5%
療育手帳所持者	5.6%	4.3%	13.6%	0.0%	3.7%	1.2%	0.6%	3.1%	4.3%
精神障害者保健福祉手帳所持者	5.9%	5.9%	9.5%	0.3%	2.0%	1.3%	3.3%	4.6%	6.3%
難病患者	2.9%	3.9%	3.9%	1.0%	0.0%	0.0%	2.0%	2.9%	4.9%
発達障害者	6.6%	2.9%	16.8%	0.0%	6.6%	0.0%	2.9%	4.4%	6.6%

【成年後見制度についての認知度】（障害者）

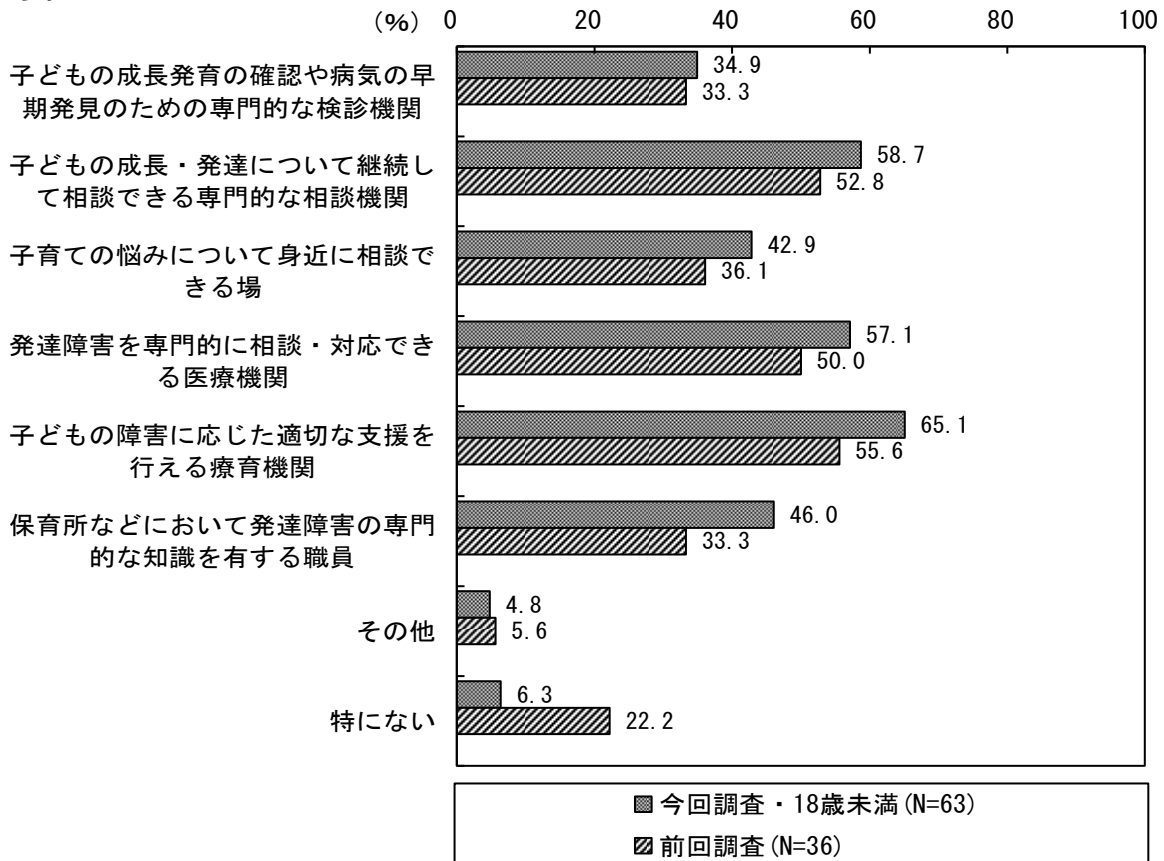
「聞いたことはあるが、あまりよく知らない」（38.2%）が最も多く、次いで「全く知らない」（35.7%）、「利用したことがないが、制度の内容は知っている」（16.9%）となっています。前回調査に比べて、ほぼ同様の傾向です。



【現在通園・通学している人が、子どもの療育支援への対応として、必要と思う社会資源】（障害者）

「子どもの障害に応じた適切な支援を行える療育機関」（65.1%）が最も多く、次いで「子どもの成長・発達について継続して相談できる専門的な相談機関」（58.7%）、「発達障害を専門的に相談・対応できる医療機関」（57.1%）となっています。

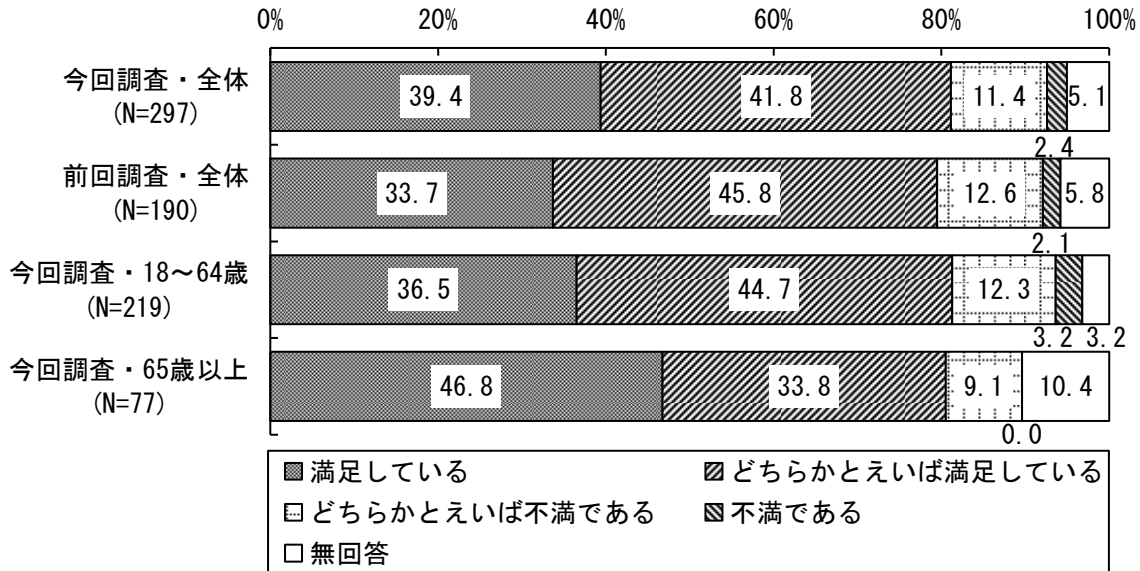
前回調査に比べて、「保育所などにおいて発達障害の専門的な知識を有する職員」が増加しています。



【現在仕事をしている人の、現在の仕事の内容の満足度】（障害者）

「満足している」と「どちらかといえば満足している」の合計が81.2%となっています。前回調査（79.5%）に比べて、ほぼ同様の傾向です。

年齢別にみると、18～64歳（81.2%）、65歳以上（80.6%）それぞれでも、ほぼ同様の傾向です。

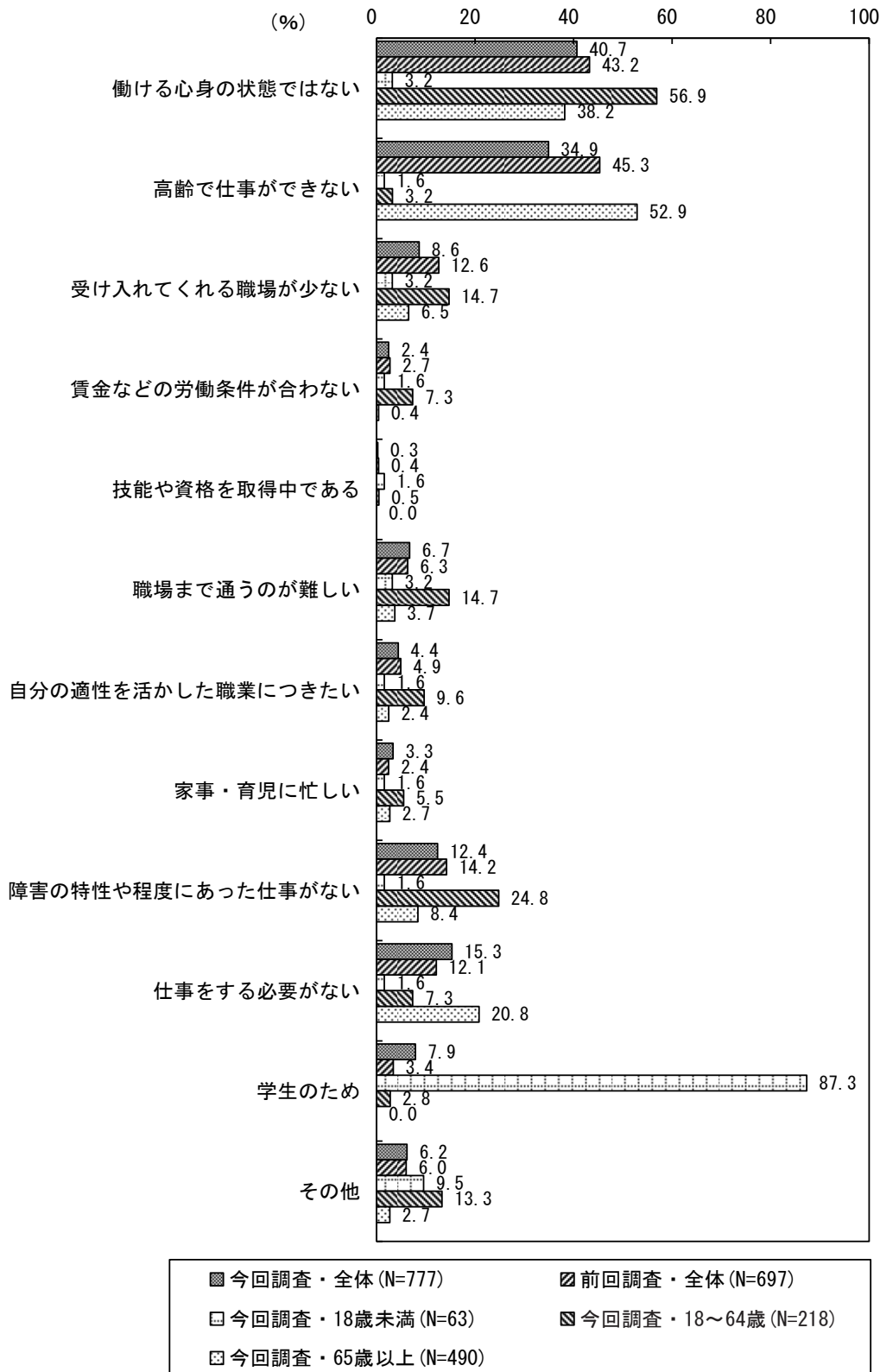


【現在仕事をしていない人の、現在仕事をしていない理由】（障害者）

「働ける心身の状態ではない」（40.7％）が最も多く、次いで「高齢で仕事ができない」（34.9％）、「仕事をする必要がない」（15.3％）となっています。

前回調査に比べて、「高齢で仕事ができない」が減少しています。

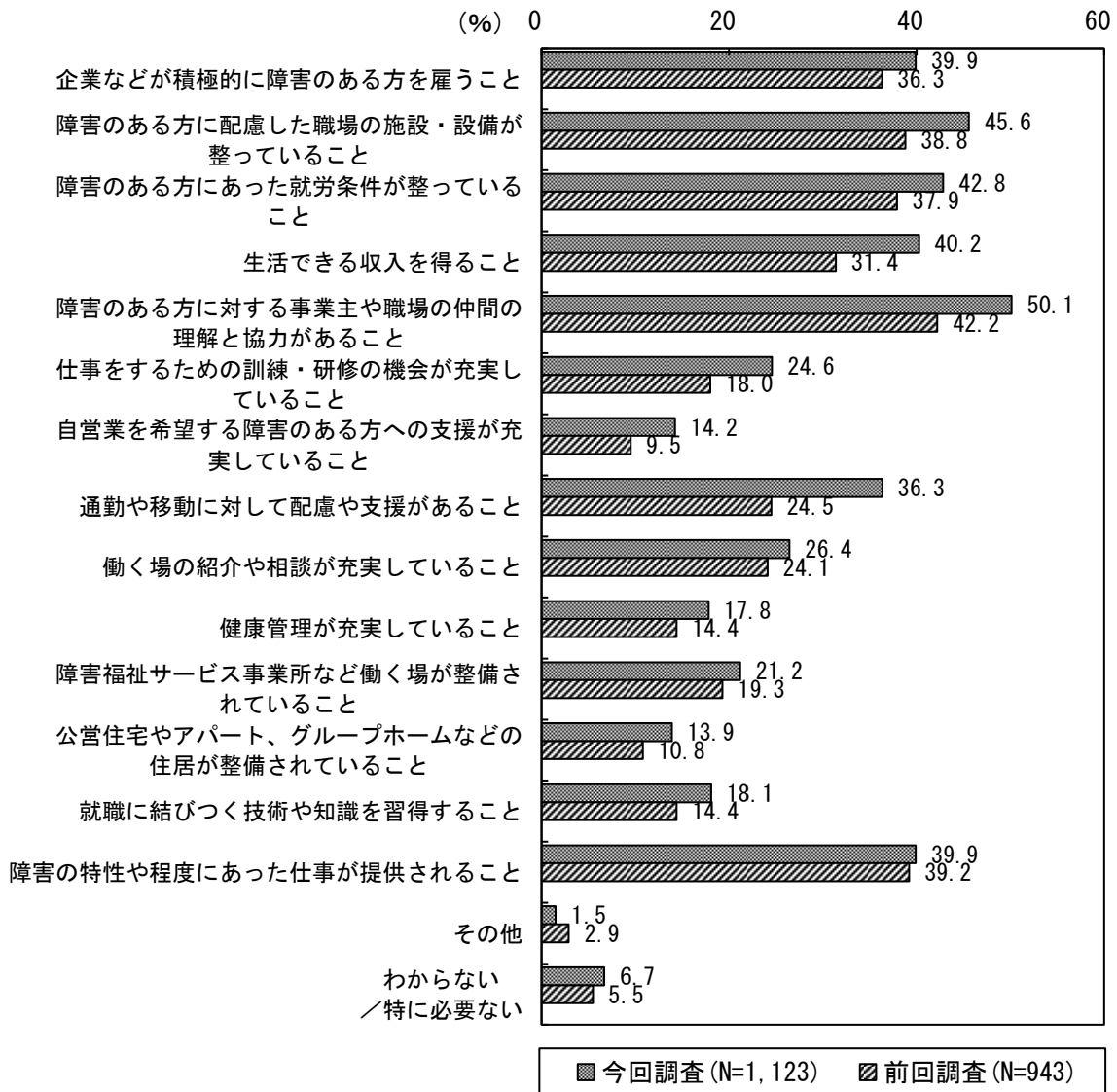
年齢別にみると、18歳未満では「学生のため」（87.3％）、18～64歳では「働ける心身の状態ではない」（56.9％）、65歳以上では「高齢で仕事ができない」（52.9％）が、それぞれ最も多くなっています。



【障害のある方が働くために必要なこと】（障害者）

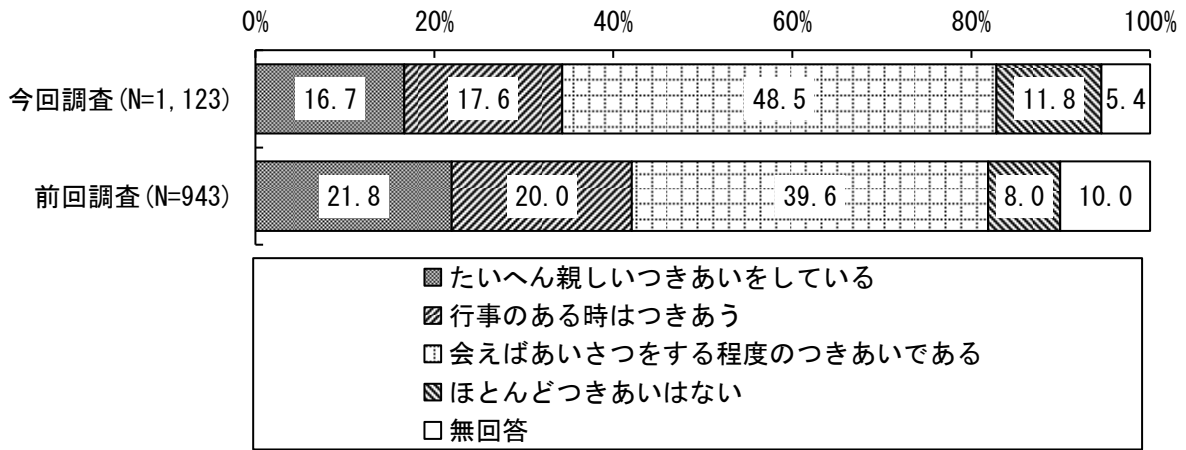
「障害のある方に対する事業主や職場の仲間の理解と協力があること」(50.1%)が最も多く、次いで「障害のある方に配慮した職場の施設・設備が整っていること」(45.6%)、「障害のある方にあった就労条件が整っていること」(42.8%)となっています。

前回調査に比べて、全体的にそれぞれの条件の割合が増えており、とくに「通勤や移動に対して配慮や支援があること」が増加しています。



【障害のある方やご家族の、隣近所とのつきあいの程度】（障害者）

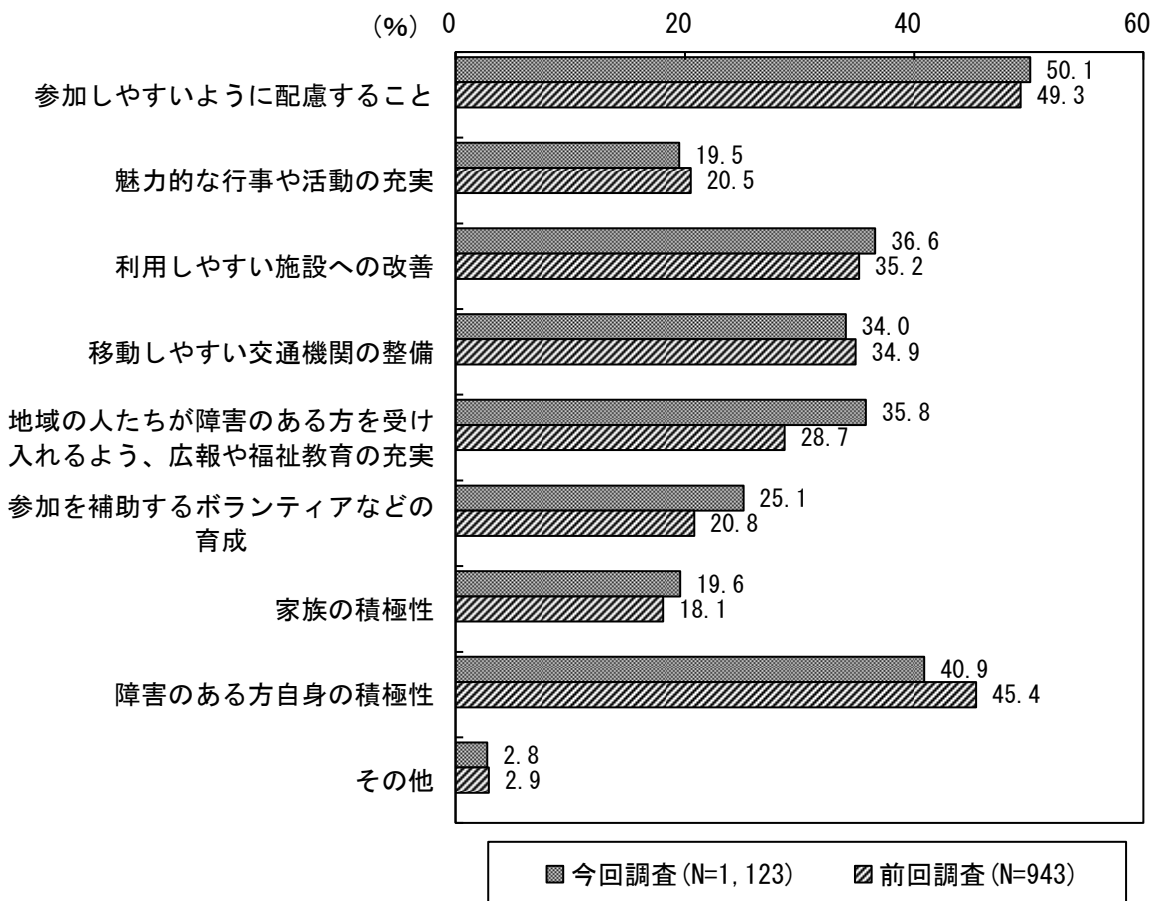
「会えばあいさつをする程度のつきあいである」（48.5%）が最も多く、次いで「行事のある時はつきあう」（17.6%）、「たいへん親しいつきあいをしている」（16.7%）となっています。前回調査に比べて、「会えばあいさつをする程度のつきあいである」が増加しています。



【障害のある方が地域や社会に積極的に参加していくため大切なこと】（障害者）

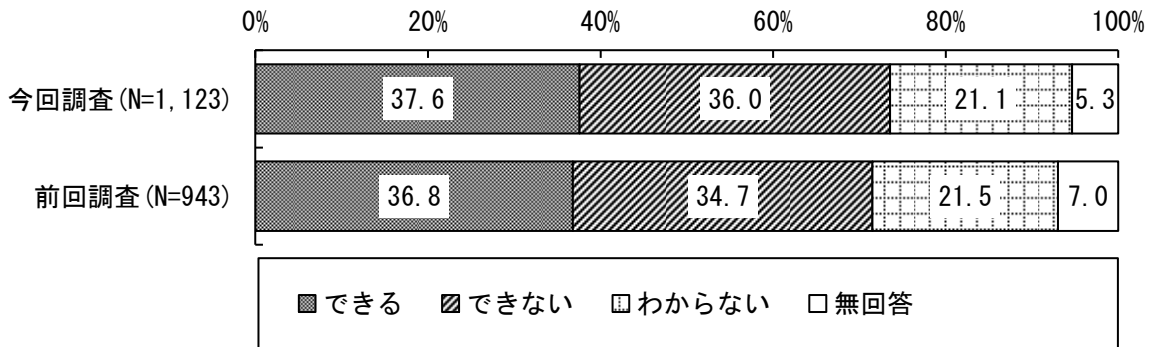
「参加しやすいように配慮すること」（50.1%）が最も多く、次いで「障害のある方自身の積極性」（40.9%）、「利用しやすい施設への改善」（36.6%）となっています。

前回調査に比べて、「地域の人たちが障害のある方を受け入れるよう、広報や福祉教育の充実」が増加しています。



【地震など災害発生時に一人で避難することができるか】（障害者）

「できる」が37.6%となっています。
 前回調査に比べて、同様の傾向です。

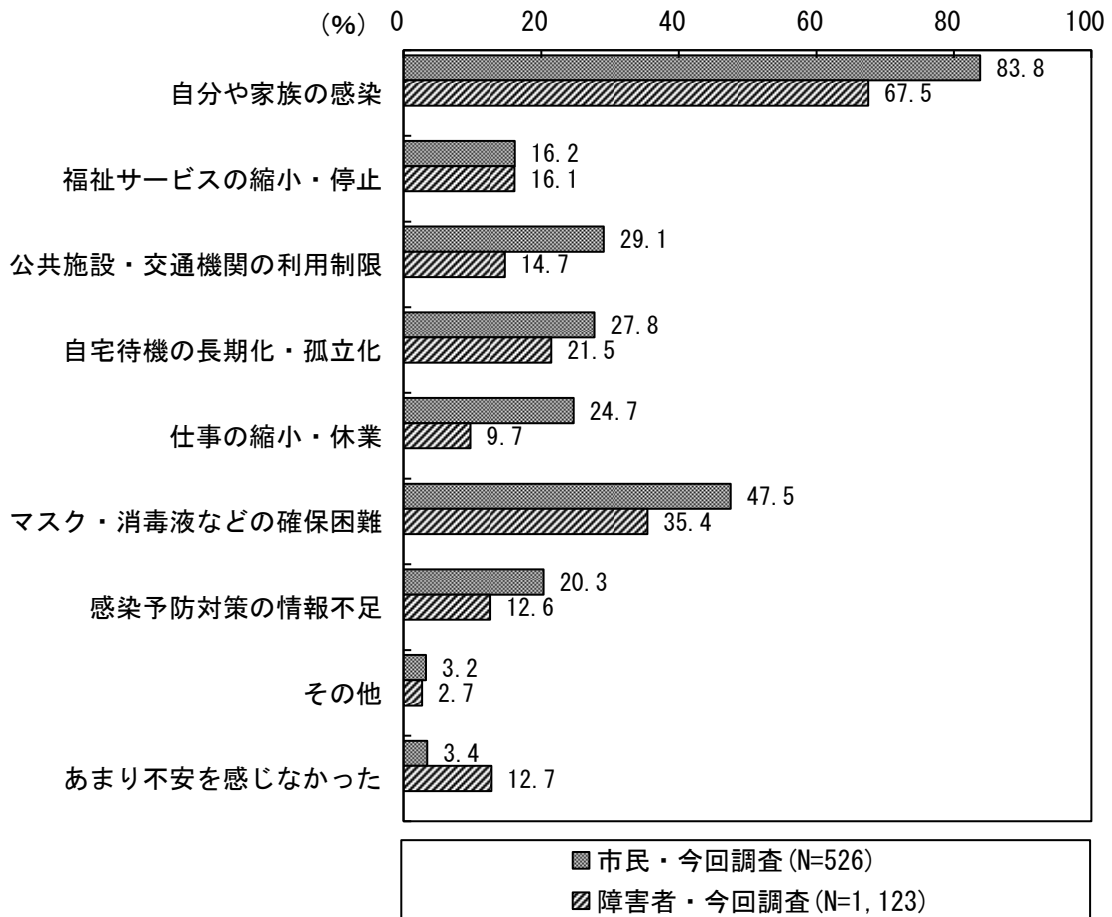


【新型コロナウイルス感染症の流行により、特にどのようなことに不安を感じたか】
 （一般市民・障害者）

一般市民では、「自分や家族の感染」（83.8%）が最も多く、次いで「マスク・消毒液などの確保困難」（47.5%）、「公共施設・交通機関の利用制限」（29.1%）となっています。

障害者では、「自分や家族の感染」（67.5%）が最も多く、次いで「マスク・消毒液などの確保困難」（35.4%）、「自宅待機の長期化・孤立化」（21.5%）となっています。

一般市民と障害者を比べると、一般市民のほうが新型コロナウイルス感染症の流行により不安を感じた結果になっています。



9. 事業所アンケート調査結果

9-1 調査概要

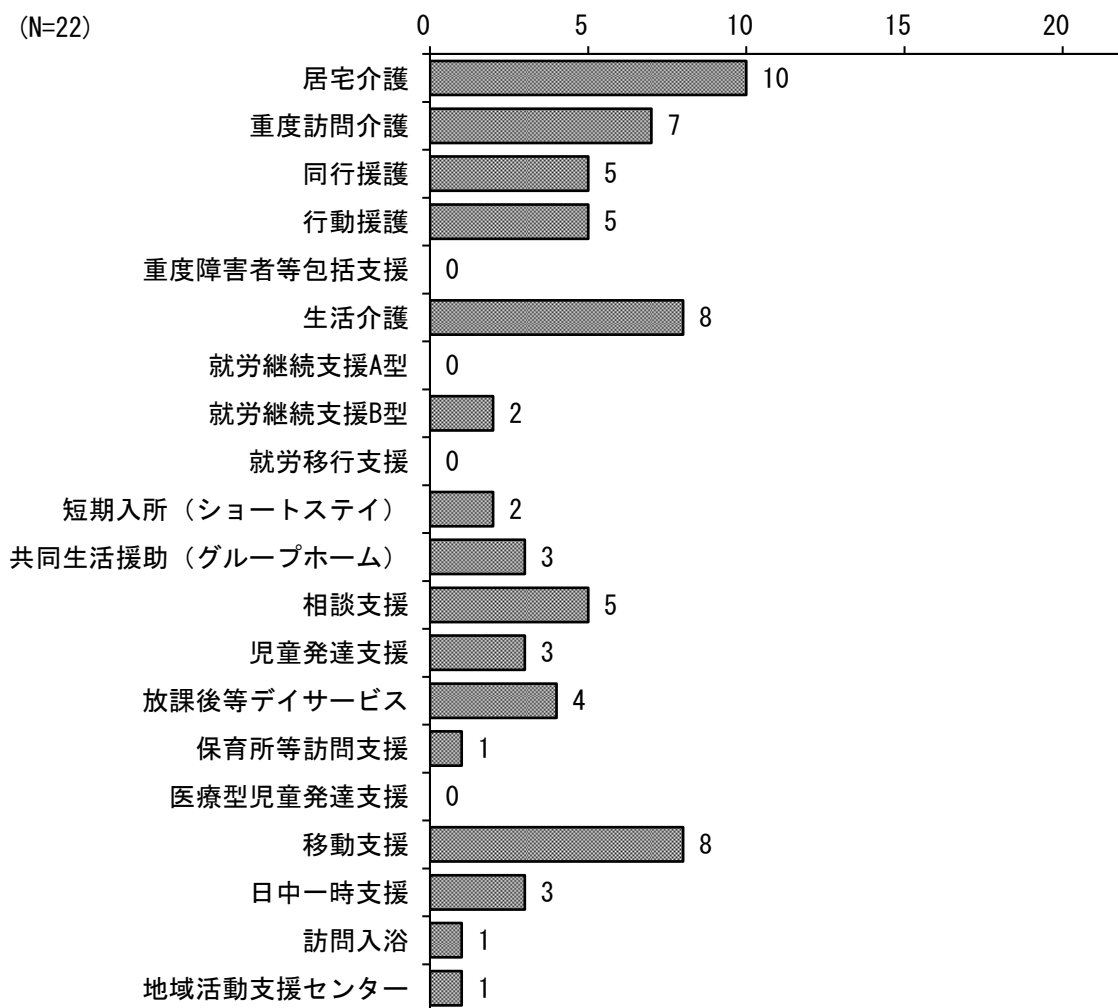
桜井市内の障害福祉サービス事業者等に対し、本計画の策定の基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。

	配布数	有効回答数	有効回答率
事業所	33	22	66.7%

9-2 調査結果抜粋

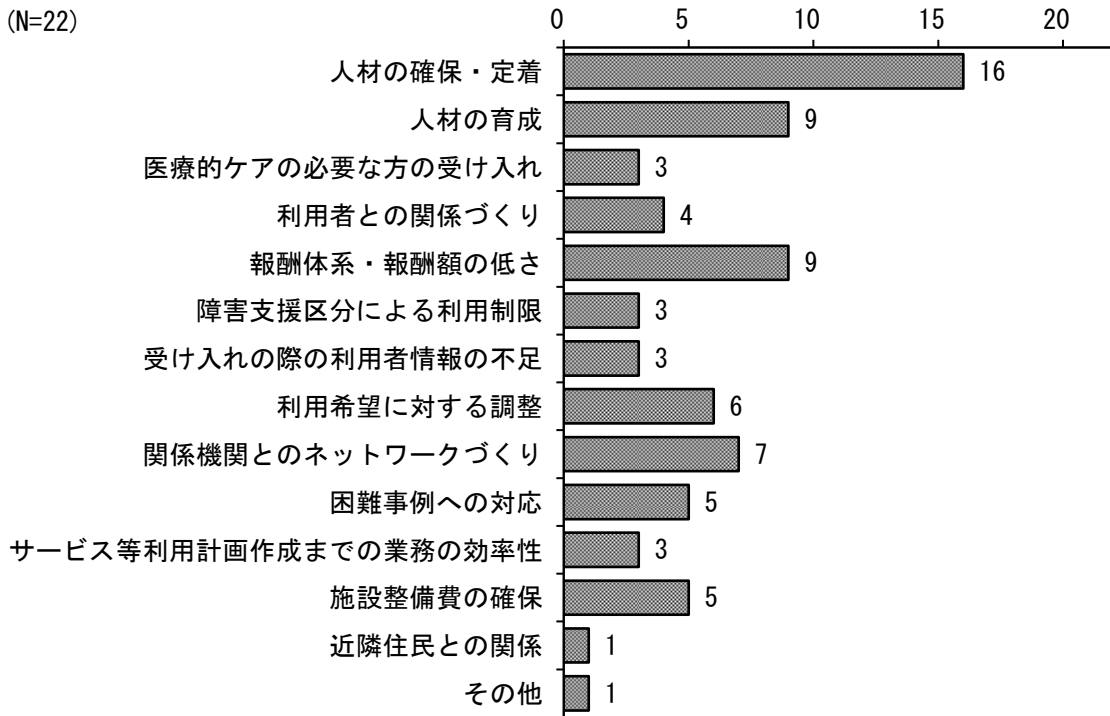
【実施している障害福祉サービス】

- ・「居宅介護」（10 事業所）が最も多く、次いで「生活介護」「移動支援」（ともに8事業所）となっています。



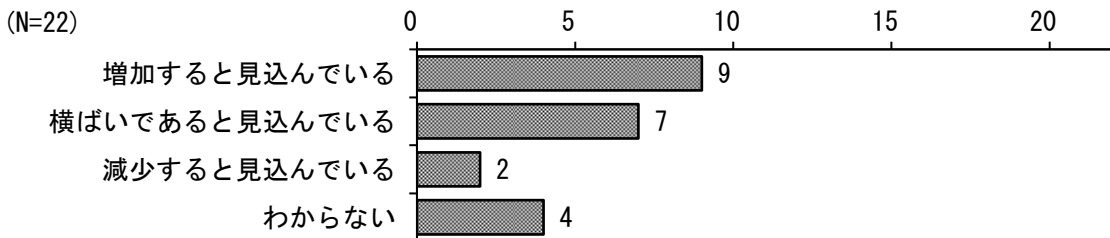
【事業所の運営において課題となっていること】

- ・「人材の確保・定着」(16 事業所) が最も多く、次いで「人材の育成」「報酬体系・報酬額の低さ」(ともに9事業所) となっています。



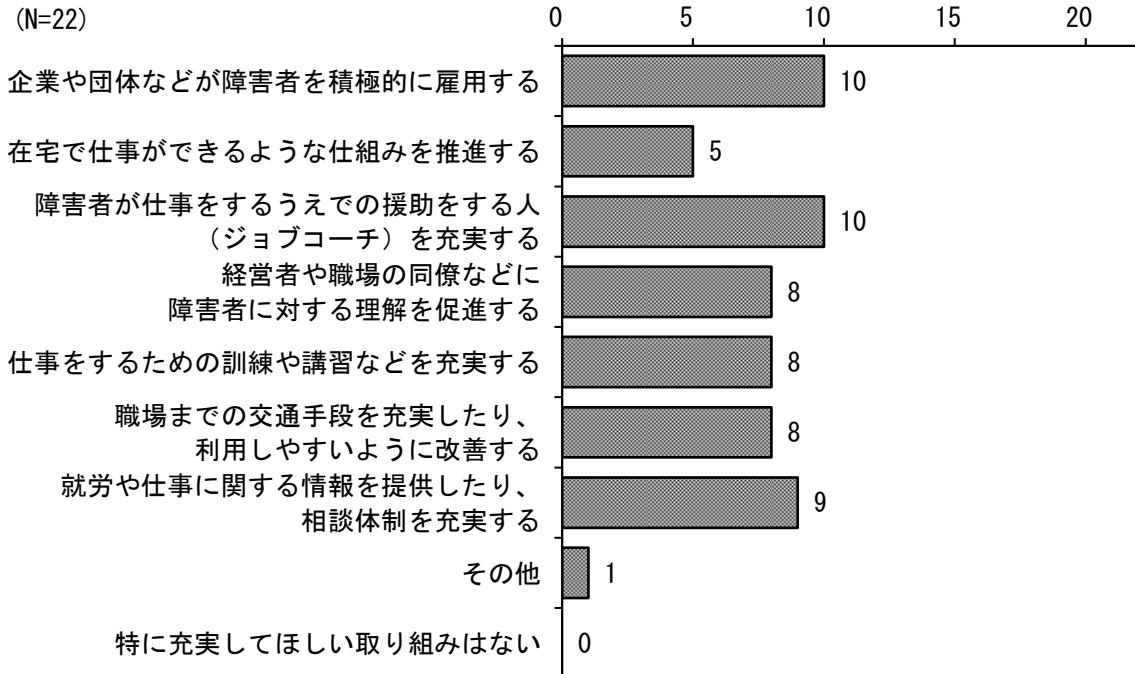
【今後のサービス利用希望者の予測】

- ・「増加すると見込んでいる」(9 事業所) が最も多く、次いで「横ばいであると見込んでいる」(7事業所) となっています。



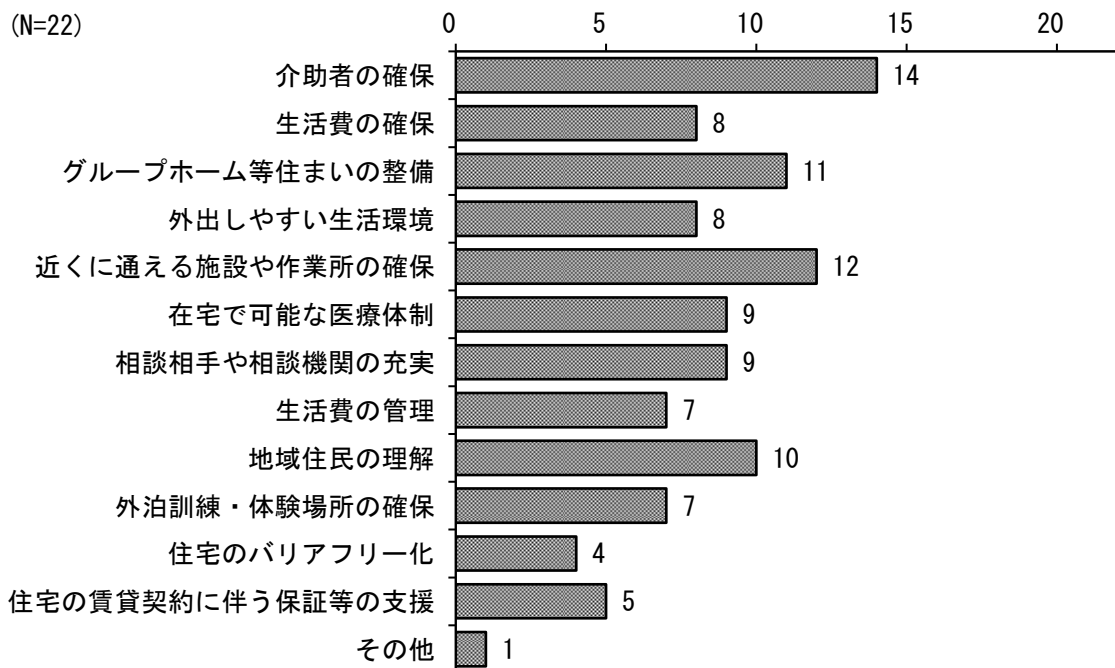
【障害のある方が働くにあたって充実してほしい取り組み】

- 「企業や団体などが障害者を積極的に雇用する」「障害者が仕事をするうえでの援助をする人（ジョブコーチ）を充実する」（ともに 10 事業所）が最も多く、次いで「就労や仕事に関する情報を提供したり、相談体制を充実する」（9 事業所）となっています。



【障害者が地域で生活する条件として、必要なこと】

- 「介助者の確保」（14 事業所）が最も多く、次いで「近くに通える施設や作業所の確保」（12 事業所）、「グループホーム等住まいの整備」（10 事業所）となっています。



10. ヒアリング調査結果

10-1 調査概要

桜井市内の障害者団体等に対し、本計画を策定するための基礎資料とするため、ヒアリング調査を実施しました。

10-2 調査結果

【障害のある人に対する周りの理解の現状や問題】

肢体不自由は、周囲から障害に気づいてもらいにくい、個人的にはそれでよいと思っている。

障害福祉関係者からは理解を得ているが、一般市民からはまだ理解されていない現状を感じる。

聴覚障害者個人では日常生活で困ることがあるので、障害のない人の支援が必要である。

コロナ禍において、マスク着用の困難な障害児者が、周囲から睨まれることがあった。

【障害者を取り巻く地域社会のあり方についてのご意見】

高齢の障害者は、若い頃に比べれば、福祉や行政の取り組みは十分だと感じている。

幼稚園・小中学校の授業などで障害児者とふれあう機会を取り入れ、子どもの頃から生活の中に障害児者のいることが当たり前の社会であればと希望する。

聴覚障害者は近隣から音量が大きいなどの苦情を言われることがあるが、個人では気づきにくい。

ふれあい福祉まつりのような障害者が活動する場を増やし、地域に知ってもらうことが重要。

民生委員などの定期的な訪問が必要である。

【障害福祉サービスに関する情報提供に関する困り事やご意見】

個人では情報を入手しにくいように思う。障害者団体には厚生労働省などからの情報提供があるので、入会してもらえれば情報を共有できる。

聴覚障害者は文字で表されていないアナウンスなどの情報がわからない。

高齢者はインターネットなどから情報を入手するのは困難である。

障害福祉制度が変わった時などには、広報誌に記載してほしい。

【手話通訳や要約筆記等、コミュニケーション手段に関する支援の困り事やご意見】

手話通訳者が常時24時間設置されている状況にはなっていない。

知的障害のある人はコミュニケーションが苦手だが、コミュニケーションが嫌いなわけではないので、その人に合った方法で関わってほしい。

【住まいの場に関する困り事やご意見】

公的機関にいつでも連絡できるような通信手段がない。

【移動手段やバリアフリー等における困り事やご意見】

車いすを利用する障害児者は自動車で移動することが多く、障害者用の駐車スペースの不足、トイレの狭さ、大人用のおむつ替えのできるベッドの未設置、などに不便を感じることもある。

障害の特性をあまり限定せずに、タクシーの割引などの支援を受けられるとよい。

保護者が高齢になって自動車を運転できなくなると、本人ひとりでは移動が困難である。

【防犯・防災などにおける困り事やご意見】

災害時の福祉避難所の確保や運営などについての取り決めを進め、周知してほしい。

聴覚障害者は停電時のラジオからは情報を得られない。

避難場所で多数の人と過ごすことが難しい要援護者がいることを把握してほしい。

自宅避難することになっても、物資が供給されるようにしてほしい。

【障害のある人の就労移行や就労支援に関する困り事やご意見】

障害の特性によっては、企業から敬遠されることがある。

技術などを持っていないと雇用される職種の幅が狭く、制限されていると感じる。

【働く場における困り事やご意見】

障害者の働く姿を社会に見せることが大事だと思うのに、企業によっては障害者に楽な仕事しかさせない風潮があった。

聴覚障害者は職場でのコミュニケーションや、会議の内容の把握が難しい。

【福祉サービス（在宅サービスや施設サービス）の利用にあたっての困り事やご意見】

移動支援サービス利用の制約が厳しいと感じるので、もう少し利用しやすくしてほしい。

聴覚障害者は、施設に手話通訳者などがいないとコミュニケーションをとれない。

緊急時にショートステイできるところがない。

サービスの情報を得られないために、サービスを使っていない人がいる。

高齢になるとサービスを使わずに引きこもっている人がいる。

【相談支援（専門的な相談、ピアカウンセリング、権利擁護など）における困り事やご意見】

定期的なヒアリング、相談などの機会を設けるため、市障連定例会での情報の報告などを活用してほしい。

相談支援を充実してほしい。

権利擁護などの専門性を有する人材を確保してほしい。

【障害の発生予防や早期発見、早期治療に関する困り事やご意見】

乳幼児の検診が重要だと考える。

【医療機関受診の際などにおける困り事やご意見】

休日・夜間などの緊急時の病院の受け入れ態勢がよくない。

聴覚障害者は、医師と手話通訳者とが話してしまい、本人が蚊帳の外になってしまうことがある。

受診に行くと不安になって大声を出したり暴れたりする人もいるので、医師が障害特性を理解して、待合室を別室にしてくれるなどすると助かる。

【療育に関する困り事やご意見】

子どもの障害の特性に応じて適切な支援を受けられる療育機関や、成長して大人になっても継続して相談できる専門的な相談機関などが必要だと思う。

療育施設だけに任せるのではなく、本人と保護者との関係をしっかりと築くことも大切だと思う。

【特別支援学校や特別支援学級に関する困り事やご意見】

現在新型コロナウイルス感染症予防対策のために養護学校のスクールバスが増車になっているが、コロナが収束しても増車の継続をお願いしたい。

【文化・スポーツ、レクリエーション活動に関する困り事やご意見】

市民福祉まつりや、体育祭などの内容を見直し、障害者と一般市民と一緒に参加できるようにしてほしい。

身体は元気なのに、市民体育祭などのスポーツ大会では障害者枠に入れられてしまう。

障害者の活躍できる、障害福祉関係者の参加だけに留まらないイベントがもっと必要である。たとえばイベントにちょっとした有名人を呼ぶなど、他の市町村での取り組みを参考にしてほしい。

【地域との関わりに関する困り事やご意見】

障害者と地域との関わりが少ないため、日頃から地域の民生委員などとの連携をとっていく必要があると思う。

聴覚障害者は地域の集まりなどで意見を出しにくい。地域の自治会の役員などを引き受けた時には、手話通訳に依頼することはできないだろうか。

地域の行事が減ってきており、交流の場が少ない。

民生委員や区長などに、地域に障害者もいることを知っておいてもらいたい。

【地域生活支援拠点に関するご意見】

本人や保護者の高齢化が課題となっており、親亡き後のことを考えると、早急に地域生活支援拠点の整備が必要だと思う。

緊急時の受け入れ体制の整備が早急に必要である。

【新型コロナウイルス感染症の流行による不安】

団体の研修旅行などを開催しにくい雰囲気になっており、参加できない障害者の孤立が深まる不安がある。

感染予防のために外出を控えると保護者の負担が増すので、生活介護やヘルパーなどの援助が不可欠なのが現状である。

聴覚障害者は外出を控えると、入ってくる情報がかなり制限されてしまう。

障害者と養護者のどちらか一方が陽性になった場合、障害者をひとりにしておくことができないので対応策を検討してほしい。

障害者が入院することになった場合、障害を理解している付き添いの人が必要になる。

【その他ご意見やご要望】

若い世代の会員を募集しているが、若い世代も資格を取るなど忙しく、ほとんど入会はない。

家族が高齢になって介助してもらえなくなったら、すみやかに福祉サービスにつないでほしい。

連休などでごみの回収がないときに、グリーンパークでゴミを受け付けているそうだが、障害者はそこまでゴミを持って行くことができないので困っている。

グループホームの建設などには補助をお願いしたい。

医療費の助成範囲を拡大してほしい。高齢化して通院が増えているので、年金だけでは足りない。

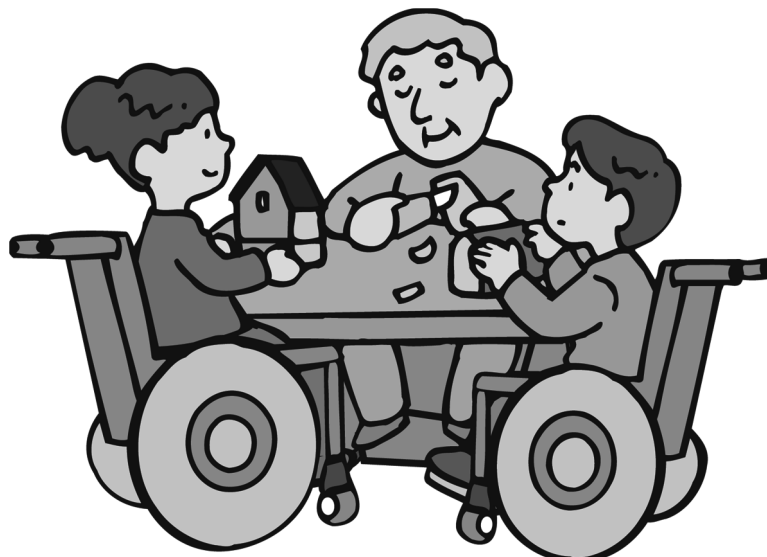
地域で支援の狭間にある人を把握するのは、結局は民生委員などの地域に密着した人になると思う。そこから相談などにつないでもらえれば、団体として協力はできる。

デイサービスが子どもの取り合いになっている状況もあると聞く。預けっぱなしにするのではなく、質の確保をお願いする。

肢体不自由児が重度化してきており、病院などで専門的にできる医療的ケアの整備をお願いする。現在は重度でなくとも今後二次障害などで医療的ケアが必要になる子どももいるのではないか。

計画ができれば、すべての障害者に周知してほしい。

災害時の避難については、行政の準備は十分でないと感じる。日頃からの地域での障害のある人とならない人とのつき合いが重要になるだろう。



11. 現状からみる課題

11-1 障害者の増加や、重度化・高齢化などへの対応

「障害者の推移」をみると、身体障害のある人はやや減少傾向にありますが、知的障害のある人や、とくに精神障害のある人は増加しています。また、身体障害のある人の障害の程度はやや軽度化の傾向がみられますが、知的障害や精神障害のある人では障害の程度が重度化しています。

「アンケート調査結果」をみると、現在の生活で困っていることとして、障害のある人全体では「自分の健康や体力に自信がない」「家族など介助者の健康状態が不安」との回答が多くなっています。障害のある本人の高年・高齢化にともない、家族など介助者の高齢化も進んでいることがうかがえます。

よって、障害による生活困難をかかえる当事者と家族の負担などを軽減するための、福祉、教育、医療などの連携による対応が求められています。とくに、介助者へのレスパイト（休息）支援の仕組みづくりや、障害福祉サービスなどを利用していないために把握しにくい世帯を発見して支援につなぐ仕組みづくりなどが課題となります。

11-2 地域におけるつながりの再構築

「ヒアリング調査結果」では、若い世代の参加者の減少や、障害者の家族の高齢化が、前回平成28年調査と同様に指摘されました。また、地域社会のあり方について、地域住民との共同の行事やイベントへの参加・交流の機会を増やし、障害者団体の活動の状況を地域に知ってもらう必要や、地域との関わり方について、民生委員や自治会などと障害者団体との連携を緊密にしていく必要性が挙げられました。

地域における各種組織・団体などとも連携しながら、地域における参加者のつながりを再構築していく必要があります。また、民生委員などが発見した、支援の狭間にある人たちを、地域で各種組織・団体につなぎ、行政が把握していく仕組みづくりが課題となります。

11-3 地域生活への移行促進

「前期計画（重点項目）の振り返り」をみると、福祉施設から地域生活への移行促進については、自立訓練入所利用期間終了後の地域生活移行者や、精神科病院からの地域生活移行者はありましたが、入所施設からの地域移行はありませんでした。また、地域生活支援拠点の整備については、自立支援協議会で話し合いを行いました。整備には至りませんでした。

さらに、「ヒアリング調査結果」では、親亡き後のことや、緊急時の受け入れ場所の必要性を考えると、早急に地域生活支援拠点等の整備について検討が必要との指摘がありました。

地域で暮らすことが望ましい障害者が、安心して地域で暮らすことができるように、相談支援事業所等と連携を図ることが求められています。また、地域生活を継続させ、地域生活に関わる諸問題の相談などを支援するために、複数の機能を有する、支援拠点や施設（センター）の整備が課題となっています。

11-4 必要なときに利用できるサービス体制の整備

「障害者福祉サービスの充実」をみると、多くの障害福祉サービスは計画の目標を概ね達成するサービスを提供しており、居住系サービスなどにおいても一定の整備状況がうかがえます。一方で、行動援護などの外出支援や、情報・意思疎通支援用具などの日常生活用具の給付、児童発達支援・放課後等デイサービスなどの障害児の健やかな育成のためのサービスにおいては、当初の想定を上回るニーズが認められます。

また、「アンケート調査結果」では、それぞれの障害福祉サービス等の利用状況と今後の利用意向について回答がありましたが、今よりも利用を増やす予定の方がおられる一方で、利用予定のない方や、無回答の方も少なからずおられ、将来の利用を決めかねている人が一定数いることがうかがえます。

さらに、「事業所アンケート調査」をみると、事業所の運営における課題として「人材の確保・定着」「人材の育成」との回答が、前回平成28年調査に引き続き多くなっています。

よって、障害福祉サービスのメニューをより充実させるとともに、居住系サービスの整備や放課後等デイサービスの適切な実施なども含めて、サービスの専門性を高め、利用者にとって利用しやすい体制を整備することが引き続き課題となります。

また、サービス提供事業所の整備を継続していくためには、福祉人材の確保・育成の取り組みへの支援が求められています。

11-5 子どもの育ちへの切れ目のない支援体制の構築

「障害児の教育環境」をみると、少子化とも関連して、心身障害児公立幼稚園や保育所への通園児・通所児や、障害児教育諸学校への通学者の若干の減少傾向はみられますが、小中学校の特別支援学級の在学者は増加するなど、依然として療育・保育・教育への支援の必要性は続いています。とくに、インクルーシブ教育の観点から、多様性を尊重し、障害のある子どもと障害のない子どもとが共に学ぶ仕組みづくりが課題となります。

また、「アンケート調査結果」をみると、子どもの療育支援に必要な社会資源として、「子どもの障害に応じた適切な支援を行える療育機関」「子どもの成長・発達について継続して相談できる専門的な相談機関」「発達障害を専門的に相談・対応できる医療機関」が前回平成28年調査に引き続き多く挙げられています。よって、子どもの成長・発達に応じて切れ目の無い支援体制を確保することが課題となります。また、近年増加する発達障害などの特性を理解した専門家による適切な支援や、医療的ケアなどの特別な支援の必要な子どもへの支援体制の整備、地域全体で障害について周知・理解したうえで、子どもと保護者の子育てを見守る仕組みづくりなどが求められています。

11-6 障害福祉に関する情報提供と相談支援体制の強化

「アンケート調査結果」をみると、悩みや困ったことの相談相手としては「家族」や「友人・知人」、次いで「サービス提供事業所など」が多く挙げられる傾向にあり、「相談支援事業所」や「市役所の職員」を挙げる人は全体の5%程度となっています。また、障害者福祉に関する情報の入手先としては、「市の広報」「テレビ・ラジオ・新聞・雑誌」「家族・親戚」などが多く挙げられる傾向にあり、「市役所・児童相談所・保健所」は全体の約13%、「相談支援事業所」は約7%となっています。

また、「障害者福祉サービスの充実」をみると、障害児相談支援などは一定の利用者が認められますが、日常生活の相談支援に関わる機関（センター）の整備や事業の実施状況については、十分ではない部分もあります。

必要なときに障害福祉サービスを利用したり、困ったときに適切な窓口で相談して支援につながるためには、前提として、必要な情報がわかりやすく提供され、すべての人が相談の利用方法を知っていることが重要です。よって、情報や相談の窓口の周知・広報に一層取り組むとともに、複雑・多様化する相談内容に対応できる専門性の確保や、すみやかに必要なサービスや支援につなぐネットワークづくりなどが課題となります。

11-7 災害時における避難支援、感染症対策などの整備

「アンケート調査結果」をみると、災害時に一人で避難できるかについて、「できない」との回答が全体の3分の1以上となっています。また、災害時に避難所などでの生活での不安や困ることとして、「薬や医療」「避難所でのプライバシー」「避難所での障害への配慮」「周囲とのコミュニケーション」などが多く挙げられています。さらに、新型コロナウイルス感染症の流行による不安として、「自分や家族、介助者の感染」「マスク・消毒液などの確保困難」「自宅待機の長期化・孤立化」との回答が多くありました。

「ヒアリング調査結果」では、防犯・防災などにおける困り事や意見として、福祉避難所の利用への不安や、避難場所で多数の人と過ごすことが難しい要援護者もいること、自宅避難などの選択肢も必要なことが挙げられました。また、新型コロナウイルス感染症の流行による不安として、団体の活動の休止による障害者の孤立や、感染した場合の適切な入院などの対応策の整備などが指摘されています。

緊急時とくに災害時における、障害の特性に対応した避難支援システムを確立することが、前回計画に引き続き課題となります。「ソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）」の観点から、災害時に一般の健常者と同様の情報や支援が提供されるようなシステムを確立することが重要です。

また、本計画期間中には、新型コロナウイルス感染症などのような感染症の再流行が起こればとも想定されます。災害時には福祉避難所などにおいても、そういった感染症対策を整備する必要があります。「新しい生活様式」の観点から、適切な予防対策とサービス等提供とのバランスに取り組むことが課題となります。

11-8 地域における障害理解

「アンケート調査結果」をみると、本市の一般市民の「障害者虐待防止法」や「障害者差別解消法」などへの理解は、前回平成28年調査から大きく進んでいるとは言えない状況です。また、本市の障害者に、障害のある方への差別や偏見の変化があったかをたずねたところ、「あまり変わらないと思う」との回答が約3分の1となっています。

よって、障害福祉全体を支える基盤となる地域社会において、市民が、障害や障害者を正しく理解し、共生社会の構築に向けた取り組みを行うことができるように、行政の効果的な啓発を推進することが課題となります。



第3章 計画の基本的な考え方

1. 第6期障害福祉計画策定に関する国の動向

1-1 障害福祉計画（第6期）の策定に向けた国の基本指針

国による「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する告示（令和2年5月19日）に基づき、本市の最新の障害福祉サービスの状況を反映した適切な目標設定が必要となります。

【主なポイント】

○ 障害者福祉全体に関わる動向

第3次桜井市障害者福祉基本計画と関連している、基本的理念に関わる施策の主な動向としては、以下のような内容が示されています。

●障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

●市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

●入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

日中サービス支援型指定共同生活援助等による入所等からの地域生活への移行が可能となる障害福祉サービス等の提供体制の整備。

●地域共生社会の実現に向けた取組

地域の相談等を受け止め、自ら対応またはつなぐ機能、多機能協働の中核的機能や伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援。

相談支援と一体的に行う就労支援、居住支援など多様な社会参加に向けた支援。

コーディネーター機能や居場所の確保等の機能を備えた支援。

●障害児の健やかな育成のための発達支援

●障害福祉人材の確保

専門性を高めるための研修の実施。

多職種間の連携の推進。

障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報。

●障害者の社会参加を支える取組

障害者が文化芸術を享受・鑑賞し、または創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保。

視覚障害者等の読書環境の整備の計画的推進。

○障害福祉サービスの提供体制の確保

- 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
- 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障
- グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
地域生活支援拠点の整備と必要な機能の充実。障害者支援施設の小規模化等の推進。施設入所者の地域生活の移行や地域との交流機会の確保など地域への開放。
- 福祉施設から一般就労への移行等の推進
- 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実
- アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策の推進

○相談支援の提供体制の確保

- 相談支援体制の構築
主任相談支援専門員の計画的確保・有効活用。
計画相談支援、地域相談支援、一般的な相談支援、基幹相談支援センターなどの地域における相談支援体制の検証・評価。総合的な相談支援体制・専門的な指導・助言・人材育成の更なる強化・充実。有機的な連携に向けた相談支援体制の再構築。
- 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- 発達障害者等に対する支援
ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障害者やその家族等に対する支援体制や発達障害の診断等を専門的に行うことのできる医療機関等の確保。
- 協議会の設置等

○障害児支援の提供体制の確保

- 地域支援体制の構築
障害児の地域社会への参加やインクルージョンの推進。
障害児入所施設の専門的機能の強化。ケア単位の小規模化の推進。地域との交流機会の確保などの地域への開放。短期入所や親子入所等の実施体制の整備。
障害児入所施設に入所している児童の18歳以降の支援の在り方に関する協議体制の整備。
- 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
放課後等デイサービス等の障害児通所支援における学校の空き教室の活用や関連施策との緊密な連携促進に資する実施形態の検討。
児童発達支援センターや特別支援学校等を活用した難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保。
新生児聴覚検査から療育につなげる体制整備のための協議会の設置。新生児聴覚検査から療育までを遅滞なく円滑に実施するための手引き書の作成。

●地域社会への参加・包容の推進

●特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備

重症心身障害児・医療的ケア児の人数・ニーズの把握。支援体制の充実。

重症心身障害児・医療的ケア児が利用する短期入所の実施体制の確保に向けた家庭環境を十分に踏まえた支援や家族のニーズの把握。短期入所の役割・あり方検討。

市町村における相談支援専門員・保健師・訪問看護師等の配置促進。

新生児集中治療室に入院中から退院後の在宅生活を見据えた個々の医療的ケア児の発達段階に応じた支援。

医療的ケア児の育ちや暮らしの支援に向けた保健、医療、障害福祉、保育、教育等の多職種との協働。医療的ケア児とその家族が抱える課題解決に向けた支援。医療的ケア児の育ちを保障するための協議の場を活用した社会資源の開発・改善。

●障害児相談支援の提供体制の確保

2. 近年の障害福祉施策の主な動き

2-1 障害者差別解消法

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が制定され、平成28年4月1日から施行されました。

2-2 障害者権利条約

障害者権利条約は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約です。

障害者権利条約は、平成18年12月に国連総会において採択され、平成20年5月に発効しました。我が国は平成19年9月に署名し、平成26年1月に批准書を寄託、同年2月に同条約は我が国について効力を発生しています。

2-3 難病医療法

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、難病の患者に対する医療費助成に関して、法定化によりその費用に消費税の収入を充てることのできるようにするなど、公平かつ安定的な制度を確立するほか、基本方針の策定、調査及び研究の推進、療養生活環境整備事業の実施等の措置を講ずることを趣旨として、「難病の患者に対する医療等に関する法律」が平成26年5月に成立しました。

2-4 障害者雇用促進法

雇用の分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定めるとともに、障害者の雇用に関する状況に鑑み、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加える等の措置を講ずることを定めた「障害者の雇用の促進等に関する法律」が平成25年6月に成立し、平成28年4月に施行され、法定雇用率算定に精神障害者を加えることは、平成30年4月1日から施行されました。

2-5 成年後見制度利用促進法

成年後見制度が十分に利用されていないことに鑑み、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が平成28年4月15日に公布され、同年5月13日に施行されました。本法律では、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、また、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会を設置すること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとされています。

2-6 発達障害者支援法

発達障害者には症状の発現後できるだけ早期の発達支援が特に重要であることに鑑み、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、発達障害者に対し学校教育等における支援を図ることを趣旨とした発達障害者支援法が、平成28年5月に成立し、同年8月より施行されました。

2-7 ニッポン一億総活躍プラン

我が国の経済成長の隘路の根本にある少子高齢化の問題に真正面から取り組むものであり、日本経済に更なる好循環を形成するため、これまでの三本の矢の経済政策を一層強化するとともに、広い意味での経済政策として、子育て支援や社会保障の基盤を強化し、それが経済を強くする新たな経済社会システムづくりに挑戦することを趣旨とした「ニッポン一億総活躍プラン」が平成28年6月に閣議決定されました。

2-8 改正住宅セーフティネットバリアフリー法

社会的障壁の除去、切れ目のない支援などの理念を追加した「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」が平成29年10月から施行されました。

2-9 障害者総合支援法及び児童福祉法

障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うことを趣旨として、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」は、平成28年5月に成立、6月に公布され、平成30年4月1日から施行されました。

2-10 学校教育法・著作権法

デジタル教科書の併用制などを定めた「学校教育法」「著作権法」が改正され、平成30年5月から施行されました。

2-11 障害者文化芸術推進法

地域における障害者の自立と社会参加を促進する観点から、国や地方公共団体は、障害者が文化芸術に親しみ、創作・表現活動を行えるよう、相談支援、人材育成、ネットワークの構築、情報収集・発信などを行う体制づくりを進めることを趣旨として、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が平成30年6月から施行されました。

2-12 改正バリアフリー法

社会的障壁の除去などの理念を明記した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が平成30年11月から施行されました。

2-13 読書バリアフリー法

視覚障害、発達障害、肢体不自由などの障害によって読書が困難な人々の、読書環境を整備することを目的とし、「障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現」を目的とし、国や自治体に、視覚障害者等の読書環境を整備する責務を定めた「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が令和元年6月から施行されました。

2-14 聴覚障害者等電話利用円滑化法

電話リレーサービスの制度化などを定めた「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」が令和2年6月から施行されました。

3. 基本理念

障害者基本法、障害者総合支援法の基本理念を踏まえ、また、第1～5期計画の達成状況を加味し、引き続き、次の理念をもって、障害福祉サービスの提供体制の整備、サービス必要量の確保に向けた取り組みを展開していくこととします。

ともに生きる社会の実現

障害者だけでなく、すべての市民が役割と責任をもち、積極的に社会活動に参加し、安心・快適な生活を送ることができる「共生社会」の実現に向けて、福祉サービスの提供や公的な支援だけでなく、ボランティアや NPO、支援団体などの活動を推進していきます。

また、相談支援体制の充実を図るとともに、地域で安心して暮らせるネットワークの構築などに取り組んでいき、基本理念の実現に向けて具体的な施策の推進を図っていきます。

さらに、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

4. 計画の基本目標

4-1 障害者福祉サービスのさらなる充実

① 日常生活の支援

障害のある人やその家族が安心して地域生活を送るためには、いつでも必要なときに、必要なサービスを受けながら、日常の生活を営むことができる保障、安心して住むことができる居住の保障が重要です。

そのために、家事や入浴、移動などの日常生活を支援するとともに、グループホームなどの居住支援を充実します。

② 就労の支援

地域生活を実現するためには、就労による経済的な裏づけが必要となり、就労を継続するためには生活基盤の確立が必要です。また、その人の生活の質を高める上でも就労は重要な位置を占めます。

一人ひとりのニーズに応じた就労支援を充実するとともに、就労機会の拡大に努めます。

さらに、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うサービスを創設します。

③ 自立と社会参加の促進

共生社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮します。また、障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等の整備を進めます。

4-2 障害児の健やかな育成のためのサービスの充実

近年には、発達障害などを含めた、子どもの障害の早期発見と早期対応が進められています。それにともない、特別支援学校の増設や、特別支援学級の在籍児童生徒数の増加などの傾向が、全国的に見られます。

また、入所施設を利用している児童への18歳以降の支援のあり方の検討や、医療的ケアなどを必要とする児童の家族を含めた支援ニーズの把握など、従来から提供体制の確保の難しかった分野への見直しが課題となっています。

前期計画では、ライフステージに沿って、関係機関の連携した、切れ目の無い一貫した支援の提供を図ってきました。本計画ではその基本目標を継続的に発展し、とくに保育・療育・教育の切れ目の無い連携を重視して取り組みます。

4-3 相談支援体制の充実

前期計画では、地域生活移行や一般就労を進めるために、障害のある人を地域全体で支えるシステムの一環として、相談支援体制を含む支援のネットワーク構築を図ってきました。また、第3次桜井市障害者福祉基本計画では、共生社会の形成に向け、障害者の自立した生活を支援するための相談支援体制の充実とネットワーク等の仕組みづくりを推進しています。

現在、福祉の各分野に関わる国の基本方針として示されている「地域共生社会」の実現のためには、相談支援について、地域の相談などを受け止めて自ら対応する機能、あるいは適切な支援機関につなぐ機能、多機能が協働するための中核あるいは伴走支援を担う機能、などが求められています。そのためには、隣接する福祉分野を含めて、端的に言うと、「どこに相談しても適切な支援につながる」相談支援体制の構築が課題となります。

本計画では、前期計画でのネットワーク構築を継続的に発展し、障害児福祉と関連する子育てや児童福祉分野、障害のある人の高齢化と関連する高齢者福祉分野などと連携して、地域での福祉分野すべてをつなぐ、総合的な相談支援体制の構築に取り組みます。

【参考】災害対策の充実

近年の気象の変化などにより、大規模な水害などの自然災害が頻発しており、避難手段の確保や、避難所での生活への支援などが、より喫緊の課題となっています。

また、令和2年初めからの新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、感染症予防対策のため、人が集まることが困難となっており、結果として、サービスの提供や相談支援を受けられないといった支障をきたしています。

そういった新たな災害への対策の観点を加味し、以下のような取り組みを進めます。

○避難行動要支援者対策について、従来から災害時要援護者情報の共有体制の確立などに努めてきました。しかし、個人情報保護の問題などもあり、個人の障害特性に対応した避難支援や安否確認などの体制は整備途上にあります。本計画では、前期計画での課題であった「緊急時とくに災害時における避難支援システムの確立」を継続的に発展し、たとえば、避難情報の提供システムや、障害特性によっては避難所での共同生活でなく居宅での支援を選択可能といった柔軟性の確保、避難所等での感染症予防対策、などについて検討します。

○感染症対策について、従来の福祉サービス提供の方法では、人と人との接触が発生する局面が多く、いわゆる「新しい生活様式」にしたがって提供すると、サービスを受けられる頻度やサービスの質の低下につながるということが指摘されています。本計画では、マスク着用や手洗い、身体的距離の確保といった感染予防の徹底を計るとともに、予防対策をしたうえで必要な支援をできるかぎり提供するという観点から、サービス利用の見込み量を算出し、数値目標を設定します。

○また、感染予防にあたっては、流行の初期に国や県、市町村から示された対策方法に対し、「専門的でわかりにくい」「画一的で地域の実情に必ずしも合致しない」「即応の求められるケースでは遅い」などの課題がサービス提供事業所などから指摘されました。桜井市としては、国や県の汎用的な基準を踏まえたうえで、市の実態に合った対策を示せるよう検討していきます。

5. 計画体系図

基本理念	基本目標	サービス・事業
ともに生きる社会の実現	1. 障害者福祉サービスのさらなる充実	
	1-1 日常生活の支援	①訪問による在宅生活の支援 ・居宅介護 ・重度訪問介護 ・重度障害者等包括支援 ・訪問入浴サービス ②外出の支援 ・行動援護 ・同行援護 ・移動支援 ③短期入所 ・短期入所 ④日中活動の支援 ・生活介護 ・療養介護 ⑤居住の支援 ・自立生活援助 ・共同生活援助 ・施設入所支援 ⑥日常生活用具の給付 ⑦補装具の交付・修理
	1-2 就労の支援	・就労移行支援 ・就労継続支援A型 ・就労継続支援B型 ・就労定着支援
	1-3 自立と社会参加の促進	①自立生活のための支援 ・自立訓練(機能訓練) ・自立訓練(生活訓練) ②社会参加のための支援 ・コミュニケーション支援 ・地域活動支援センター ・日中一時支援 ・社会参加促進事業 ③地域社会に対する働きかけ ・理解促進研修・啓発 ・自発的活動支援
	2. 障害児の健やかな育成のためのサービスの充実	・児童発達支援 ・放課後等デイサービス ・保育所等訪問支援 ・医療型児童発達支援 ・障害児相談支援 ・居宅訪問型児童発達支援
	3. 相談支援体制の充実	①サービス利用支援 ・計画相談支援 ・地域相談支援 (地域移行支援、地域定着支援) ②日常生活の相談支援 ・障害者相談支援事業 ・基幹相談支援センター ・住宅入居等支援事業 ・障害者虐待防止センター ・地域自立支援協議会 ・成年後見制度利用支援事業 ・法人後見支援事業

第4章 サービス見込み量と確保のための方策

1. 障害者福祉サービスのさらなる充実

1-1 日常生活の支援

① 訪問による在宅生活の支援

【サービス内容】

サービス名	サービスの内容
居宅介護（ホームヘルプ）	障害者のいる家庭に対してヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や、洗濯・掃除等の家事援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常時介護を要する人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、生活全般にわたる介護のほか、外出時における移動中の介護を行います。
重度障害者等包括支援	障害支援区分6（児童については区分6相当）で、意思の疎通に著しい困難を伴う人に対して、居宅介護などの複数のサービスを包括的にを行います。
訪問入浴サービス	通所による入浴が困難な重度障害者に対し、訪問入浴車を派遣し在宅での入浴を行います。

【見込み量算出の考え方】

- ・利用者数やサービス量の見込みは、平成29年度～令和元年度の利用者数及び利用量の実績の推移を考慮して算出します。

【第6期計画の見込み】

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護（ホームヘルプ）	利用者数	145	148	150
	サービス量	3,046	3,099	3,148
重度訪問介護	利用者数	7	7	8
	サービス量	1,220	1,220	1,392
重度障害者等包括支援	利用者数	0	0	0
	サービス量	0	0	0
訪問入浴サービス	利用者数	7	7	7
	サービス量	46	46	46

※「人分」＝月間利用者数、「時間分」＝月間の総利用時間数、「回分」＝月間利用回数

【見込み量確保の方策】

- ・サービス見込み量が推計できないサービス（重度障害者等包括支援）もありますが、事業者に対して広く情報提供を行うなど、多様なサービス提供事業者の参入促進を図ります。
- ・利用者が適切なサービスの選択ができるよう、情報の提供を行います。
- ・在宅での医療的ケアのニーズに対応したサービスを提供できるように、サービス提供事業者に対し、医療的ケアの研修への参加を奨励するなど、サービス支援体制の充実に努めます。

② 外出の支援

【サービス内容】

サービス名	サービスの内容
行動援護	知的障害または精神障害によって行動上著しい困難があるために、常時介護が必要な人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、行動する際に生じる必要な危険を回避するために必要な援助や外出時における移動中の介護を行います。
同行援護	移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）や必要な移動の援護、排せつ、食事の介護などを行います。
移動支援	屋外での移動に困難がある障害者に、通院を除く社会生活上必要不可欠な外出及び社会参加に資する外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進します。

【見込み量算出の考え方】

- ・利用者数やサービス量の見込みは、平成29年度～令和元年度の利用者数及び利用量の実績の推移を考慮して算出します。

【第6期計画の見込み】

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
行動援護	利用者数	56	57	58
	サービス量	974	986	996
同行援護	利用者数	17	17	17
	サービス量	196	198	199
移動支援	利用者数	168	174	180
	サービス量	1,209	1,250	1,288

※「人分」＝月間利用者数、「時間分」＝月間の総利用時間数

【見込み量確保の方策】

- ・今後もニーズが増えることが想定されうることから、身体障害者、精神障害者、知的障害者や難病患者、障害児など、様々なケースに対応できるよう、人材の養成や事業者支援を実施し、サービスの質の向上やサービス提供事業者の充実に努めます。

③ 短期入所

【サービス内容】

サービス名	サービスの内容
短期入所	居宅で介護する人が病気などの理由により、障害者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障害者に対して、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

【見込み量算出の考え方】

- ・利用者数やサービス量の見込みは、平成 29 年度～令和元年度の利用者数及び利用量の実績の推移を考慮して算出します。

【第 6 期計画の見込み】

サービス名		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
短期入所	利用者数	59	60	61
	サービス量	324	330	336

※「人分」＝月間利用者数、「人日分」＝月間利用者×1人1か月あたりの平均利用日数

【見込み量確保の方策】

- ・ニーズに対応したサービス提供が実施できるよう、相談支援事業者と連携し、市内外を問わずサービス提供事業者の空き状況等の情報収集に努め、情報提供を積極的に行います。
- ・緊急時の利用や医療的ケア等のニーズに対応したサービス提供が行えるよう、医療機関をはじめとした関係機関との連携を図ります。

④ 日中活動の支援

【サービス内容】

サービス名	サービスの内容
生活介護	常時介護が必要であり、障害支援区分 3 以上である人、または年齢 50 歳以上で障害支援区分 2 以上である人に対して昼間に入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
療養介護	病院などへの長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする人であって①障害支援区分 6 で、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人、②障害支援区分 5 以上である筋ジストロフィー患者または重度心身障害者を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。

【見込み量算出の考え方】

- ・利用者数やサービス量の見込みは、平成 29 年度～令和元年度の利用者数及び利用量の実績の推移を考慮して算出します。

【第 6 期計画の見込み】

サービス名		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
生活介護	利用者数	222	226	228
	サービス量	4,568	4,633	4,669
療養介護	利用者数	7	7	8

※「人分」＝月間利用者数、「人日分」＝月間利用者×1人1か月あたりの平均利用日数

【見込み量確保の方策】

- ・今後もニーズが増えることが想定されうることから、身体障害者、精神障害者、知的障害者や難病患者、障害児など、様々なケースに対応できるよう、人材の養成や事業者支援を実施し、サービスの質の向上やサービス提供事業者の充実に努めます。

⑤ 居住の支援

【サービス内容】

サービス名	サービスの内容
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスです。
共同生活援助	日常生活上の援助を必要としている人を対象に、共同生活を行う住居において必要な相談や援助を行います。必要に応じて入浴、排せつ、食事などの介護を行います。
施設入所支援	自立訓練もしくは就労移行支援の利用者で地域の社会資源の状況などにより通所することが困難な者、または生活介護の利用者に対して、夜間や休日に入浴、排せつ、食事などの介護を行います。

【見込み量算出の考え方】

- ・利用者数の見込みは、平成 29 年度～令和元年度の利用者数の実績の推移を考慮して算出します。
- ・自立生活援助は、地域定着支援の利用者数の見込みをもとに算出します。

【第6期計画の見込み】

サービス名			令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	利用者数	人分	1	1	1
共同生活援助	利用者数	人分	58	61	64
施設入所支援	利用者数	人分	72	71	70

※「人分」＝月間利用者数

【見込み量確保の方策】

- ・グループホームの設置を促進するため、サービス提供事業者に国の補助事業等の情報を積極的に提供します。
- ・グループホームの設置を促進するため、障害者に対する偏見や誤解が生じないように、地域住民に対する障害に関する正しい理解や知識の啓発に努めます。
- ・保護者の亡きあとに対する不安を軽減するため、30代、40代からグループホームを利用しながら週末は家に帰り、親元から離れる生活に慣れることができるよう支援を行います。
- ・グループホームの利用が必要になったときに円滑に利用することができるよう、体験利用等の支援を行います。

- ・施設入所待機者の状況把握と入所調整を行い、必要な人が施設を利用することができるように努めます。
- ・自立生活援助については、安心して地域生活を送っていくことができるよう、利用者個々のニーズ等に合わせた検討をしていきます。

⑥ 日常生活用具の給付等

【サービス内容】

サービス名	サービスの内容
日常生活用具給付事業	重度の身体障害者、知的障害者、難病患者等であって、当該用具を必要とする人に対し、日常生活上の便宜を図るための用具を給付します。

【見込み量算出の考え方】

- ・利用件数の見込みは、平成29年度～令和元年度の利用件数の実績の推移を考慮して算出します。

【第6期計画の見込み】

サービス名			令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	利用件数	件	10	10	11
自立生活支援用具	利用件数	件	11	11	11
在宅療養等支援用具	利用件数	件	11	11	11
情報・意思疎通支援用具	利用件数	件	34	35	35
排泄管理支援用具	利用件数	件	1,715	1,735	1,754
住宅改修	利用件数	件	2	2	2

※「件」＝年間延べ利用件数

【見込み量確保の方策】

- ・利用者のニーズを把握するとともに、日常生活用具に関する情報提供に努めます。
- ・障害の状態に応じた日常生活用具の給付を行い、利用の促進に努めます。

⑦ 補装具の交付・修理

【サービス内容】

サービス名	サービスの内容
補装具の交付・修理	障害の状態によって、義肢や車いすなど、日常生活を容易にするための補装具を給付します。

【見込み量算出の考え方】

- ・利用件数の見込みは、平成29年度～令和元年度の利用件数の実績の推移を考慮して算出します。

【第6期計画の見込み】

サービス名			令和3年度	令和4年度	令和5年度
補装具の交付・修理	利用件数	件	175	179	184

※「件」＝年間延べ利用件数

【見込み量確保の方策】

- ・利用者のニーズを把握するとともに、補装具に関する情報提供に努めます。
- ・障害の状態など利用者の状況に応じた補装具の交付に努めます。

1-2 就労の支援

【サービス内容】

サービス名	サービスの内容
就労移行支援	一般就労などを希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じて企業などへの雇用または在宅就労等が見込まれる65歳未満の人を対象に、一定期間における生産活動やその他の活動機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援（A型）	通所により、雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労に向けた必要な支援・指導等を行います。
就労継続支援（B型）	通所により、就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労に向けた必要な支援・指導等を行います。なお、A型とは異なり、雇用契約は結びません。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行し、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている障害のある人を対象に、企業・自宅等への訪問や障害のある人の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。

【見込み量算出の考え方】

- ・利用者数やサービス量の見込みは、平成29年度～令和元年度の利用者数及び利用量の実績の推移を考慮して算出します。
- ・就労定着支援は、重点項目である「福祉施設から一般就労への移行」の実績等を勘案して算出します。



【第6期計画の見込み】

サービス名			令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労移行支援	利用者数	人分	11	12	13
	サービス量	人日分	225	242	263
就労継続支援（A型）	利用者数	人分	60	63	66
	サービス量	人日分	1,140	1,200	1,260
就労継続支援（B型）	利用者数	人分	120	123	126
	サービス量	人日分	1,847	1,906	1,940
就労定着支援	利用者数	人分	3	4	5

※「人分」＝月間利用者数、「人日分」＝月間利用者×1人1か月あたりの平均利用日数

【見込み量確保の方策】

- ・ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、就労系サービス提供事業所と連携し、民間企業等に対して障害者雇用の理解と協力を求め、障害者の就労に向けた職場実習の場の確保に努めます。
- ・地域自立支援協議会において、関係機関や団体と協力しながら、就労支援体制を強化し、市内における就労環境の整備に努めます。
- ・養護学校等の卒業生を中心とした地域の利用ニーズを、福祉施設と共有し、必要なサービスへの移行を促進します。
- ・福祉施設から一般就労への移行者が、自立した地域生活が送れるように就労定着支援の活用を進めます。一般就労に定着することが、自立して地域生活を送りやすくなることにつながる、という考え方に立って支援していきます。

1-3 自立と社会参加の促進

① 自立生活のための支援

【サービス内容】

サービス名	サービスの内容
自立訓練（機能訓練）	地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上などのため、支援が必要な身体障害者を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練（生活訓練）	地域生活を営む上で生活能力の維持・向上などのため、支援が必要な知的障害者・精神障害者を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

【見込み量算出の考え方】

- ・利用者数やサービス量の見込みは、平成29年度～令和元年度の利用者数及び利用量の実績の推移を考慮して算出します。

【第6期計画の見込み】

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練（機能訓練）	利用者数	4	4	4
	サービス量	54	54	54
自立訓練（生活訓練）	利用者数	8	9	10
	サービス量	134	153	162

※「人分」＝月間利用者数、「人日分」＝月間利用者×1人1か月あたりの平均利用日数

【見込み量確保の方策】

- ・奈良県及び周辺市町村と連携し、自立訓練の場の提供に努めます。
- ・長期入院している精神障害者が地域生活に移行する場合等において、就労移行支援、就労継続支援へ円滑につなげていくための生活訓練の場の確保に努めます。

② 社会参加のための支援

【サービス内容】

サービス名	サービスの内容
コミュニケーション支援事業	ア. 手話通訳者等派遣事業 聴覚障害者の日常生活やコミュニケーションを円滑にするため、また中途失聴者、難聴者が社会生活上必要な会合などに出席する場合などに、円滑な意思の疎通を図るため、手話通訳者の派遣を行います。
	イ. 手話通訳者設置事業 聴覚障害者が、市役所を訪れ、窓口で各種手続きや相談を受けることに対応するため、庁舎内に専門の手話通訳者を設置します。
	ウ. 要約筆記者等派遣事業 聴覚障害者の日常生活やコミュニケーションを円滑にするため、要約筆記者の派遣を行います。
地域活動支援センター	各機能を備えたセンターを通じて、創作的活動または生産活動などの機会を提供し、地域生活支援の促進を図ります。 Ⅰ型：専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティアの育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。 Ⅱ型：地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。 Ⅲ型：概ね5年以上の実績を有し安定的な運営が行われている地域の障害者団体等が実施する、通所による援護事業です。
日中一時支援	一時的に介護困難な場合や、学齢期における長期休暇、放課後支援等を目的として、通所施設等による短時間の見守りを行います。
社会参加促進事業	スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害者の体力増進や交流、障害者スポーツを普及するために教室などを開催することをはじめ、文字による情報入手が困難な障害者のための点訳や音訳により、市の広報を定期的に提供します。

【見込み量算出の考え方】

- ・利用者数やサービス量の見込みは、平成29年度～令和元年度の利用者数及び利用量の実績の推移を考慮して算出します。

【第6期計画の見込み】

サービス名				令和3年度	令和4年度	令和5年度
コミュニケーション支援事業	ア. 手話通訳者等派遣事業	派遣延べ件数	人	193	195	197
	イ. 手話通訳者設置事業	実設置見込み者数	件	260	260	260
	ウ. 要約筆記者等派遣事業	派遣延べ件数	人	11	11	11
地域活動支援センター		箇所数	箇所	1	1	1
		利用者数（基礎的事業）	人分	82	83	83
		利用者数（Ⅰ型）	人分	77	78	80
		利用者数（Ⅱ型）	人分	0	0	0
		利用者数（Ⅲ型）	人分	6	6	6
日中一時支援		箇所数	箇所	23	25	28
		利用者数	人分	38	40	42
社会参加促進事業		障害者（児）スポーツ教室	人分	170	170	170
		点字・声の広報等発行事業	人分	30	30	30
		手話通訳奉仕員等養成事業	人分	25	25	25

※日中一時支援の「人分」＝月間利用者数

【見込み量確保の方策】

- ・手話通訳者設置事業については、令和元年度より在籍時間を増やし、市役所来訪者に対する利便性を向上させました。手話通訳者等派遣事業についても、緊急時や必要なときにサービスを利用することができるよう、利便性向上に努めます。
- ・手話通訳奉仕員等養成事業については、関係機関と連携し、手話奉仕員の養成に努めます。
- ・要約筆記者等派遣事業については、必要なときにサービスを利用することができるよう、利便性の向上に努めます。
- ・障害者（児）スポーツ教室については、障害者（児）の健康面でのサポートに努めます。
- ・日中一時支援については、様々なニーズに対応したサービス提供が実施できるよう、関係機関との連携を図ります。

③ 地域社会に対する働きかけ

【サービス内容】

サービス名	サービスの内容
理解促進研修・啓発	障害に関する偏見や誤解を解消するため、地域住民等を対象とした理解促進のための研修や啓発に関する事業を行います。
自発的活動支援	障害者やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動を支援します。

【見込み量算出の考え方】

- 利用回数の見込みは、平成 29 年度～令和元年度の利用回数の実績の推移を考慮して算出します。

【第6期計画の見込み】

サービス名			令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発	利用回数	回	8	9	10
自発的活動支援	利用回数	回	11	11	11

※「回数」＝年間回数

【見込み量確保の方策】

- これらの事業については、桜井市や桜井市社会福祉協議会、地域の福祉関係団体、障害者団体、サービス提供事業者の既存事業等と調整のうえ、関係機関・団体と連携して、実施に努めます。
- アンケート調査結果では、「障害者虐待防止法」や「障害者差別解消法」などの認知度は、平成 28 年度の前回調査からあまり高くなっておらず、障害への差別や偏見を感じる障害のある方も依然としておられます。市職員が地域に出向いて、障害や障害者に対する理解を深めるため、桜井市出前講座などの周知啓発に努めます。
- 地域自立支援協議会において、障害や様々な障害福祉制度に対する理解を深める活動を行います。
- 地域に暮らす障害者に対して合理的配慮が提供されるよう、市内企業等に対しても、障害理解に対する啓発活動や出前講座等の研修を積極的に推進します。
- 福祉祭りなどのイベントを通して、障害理解の啓発を積極的に推進します。
- 行政職員は職員対応要領にしたがって職務を遂行し、障害者の権利擁護に努めます。



桜井市マスコットキャラクターひみこちゃん

(手話をあらかず指文字)

2. 障害児の健やかな育成のためのサービスの充実 (障害児福祉計画)

【サービス内容】

サービス名	サービスの内容
児童発達支援	未就学の障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
放課後等デイサービス	就学している障害児に対し、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進の支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を利用あるいは利用を予定する障害児に対し、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由児に対し、児童発達支援及び治療を行います。
障害児相談支援	障害児やその保護者の状況、環境などに合わせて、福祉サービス利用に関する相談、支援利用計画の作成及び見直し等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害児などの重度の障害があり、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるための外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。

【見込み量算出の考え方】

- ・利用者数やサービス量の見込みは、平成29年度～令和元年度の利用者数及び利用量の実績の推移を考慮して算出します。

【第6期計画の見込み】

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	利用者数	103	108	113
	サービス量	517	538	576
放課後等デイサービス	利用者数	169	177	186
	サービス量	1,622	1,758	1,863
保育所等訪問支援	利用者数	4	5	6
	サービス量	4	5	6
医療型児童発達支援	利用者数	1	2	2
	サービス量	2	4	4
障害児相談支援	利用者数	109	115	119
居宅訪問型児童発達支援	利用者数	1	1	1

※「人分」＝月間利用者数、「人日分」＝月間利用者×1人1か月あたりの平均利用日数
「障害児相談支援」は累積人数

【見込み量確保の方策】

- ・子ども・子育て支援制度と連携しながら、サービスの適切な利用を推進します。
- ・サービス提供事業所等と連携協力しながら、ライフステージに応じた一貫した支援を受けられることができる体制を推進します。
- ・新しい事業として居宅訪問型児童発達支援サービスがありますが、事業者に対して広く情報提供を行うなど、多様なサービス提供事業者の参入促進を図ります。

3. 相談支援体制の充実

① サービス利用支援

【サービス内容】

サービス名	サービスの内容
計画相談支援	障害福祉サービスまたは地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）を利用するすべての障害者に対し、相談支援専門員がサービスの利用のための支援や調整を行い、サービス等利用計画案を作成し、またサービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障害者または精神科病院に入院している精神障害者に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談対応等を行います。
地域定着支援	施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した障害者、地域生活が不安定な障害者等に対し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談対応等を行います。

【見込み量算出の考え方】

- 利用者数の見込みは、平成29年度～令和元年度の利用者数の実績の推移を考慮して算出します。

【第6期計画の見込み】

サービス名			令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	利用者数	人分	420	434	447
地域移行支援	利用者数	人分	1	1	1
地域定着支援	利用者数	人分	1	1	1

※「計画相談支援」は累積人数

【見込み量確保の方策】

- 障害福祉サービス等の利用を希望する者に対して適切なサービスの組み合わせについて検討をすることができるよう、サービス利用計画を作成する相談支援専門員の質と量の拡充を図ります。
- 桜井市における地域の実情を踏まえ、利用者個々のニーズ等に合わせたサービス利用計画の作成を検討していきます。
- 地域移行支援、地域定着支援についても、地域生活を送っていくことができる「受け皿」の整備状況を勘案しつつ、利用者個々のニーズ等に合わせた検討をしていきます。
- 相談支援事業者、保健所、施設、医療機関等の地域における関係機関との連携を強化し、施設または病院から地域への生活を希望する障害者の地域生活への移行の促進を図ります。
- 入院中の退院可能な精神障害者に対して、福祉サービスの見学・体験等を通じて、地域移行のための訓練及び支援を行います。

- ・退院者及び一人暮らしを希望する方に対して、地域生活が可能となるように、日中活動サービス等の組み合わせを行いながら、地域生活に慣れるための支援を行います。
- ・緊急時における連絡、相談に対応できるよう、相談支援体制の整備を進めます。

② 日常生活の相談支援

【サービス内容】

サービス名	サービスの内容
障害者相談支援事業	障害者や障害者の支援を行う人などからの相談に応じ、必要な情報の提供等や、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにすることを目的としています。
基幹相談支援センター	相談支援事業者等との連携を図り、地域の中核的な相談支援の拠点として、総合的な相談業務を行います。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望されている障害のある人が、保証人がいない等の理由により入居が困難な場合に、入居に必要な調整等を行うとともに、家主などへの相談、助言を通じて障害のある人の地域生活を支援します。
障害者虐待防止センター	障害者虐待に関する通報及び受理を行い、適切な処置につなげるとともに、養護者による障害者虐待の防止及び養護者による虐待を受けた障害者の保護のため、障害者及び養護者に対して、相談、指導、助言を行います。
地域自立支援協議会	相談支援事業をはじめとする地域の障害者福祉に関するシステムづくりのために、中核的な役割を果たします。
成年後見制度利用支援事業	判断能力が不十分な障害者が、障害福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるようにするため、成年後見制度の利用支援を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備します。

【第6期計画の見込み】

サービス名			令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業	箇所数	箇所	1	1	1
基幹相談支援センター	箇所数	箇所	1	1	1
住宅入居等支援事業	実施の有無	有無	未実施	未実施	未実施
障害者虐待防止センター	箇所数	箇所	1	1	1
地域自立支援協議会	箇所数	箇所	1	1	1
成年後見制度利用支援事業	利用者数	人	3	4	5
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有無	未実施	未実施	未実施

※「利用者数」＝年間利用者数

【見込み量確保の方策】

- 障害者相談支援事業については、令和5年度までに総合的・専門的な相談体制の実施および地域の相談体制の強化を実施する体制を確保することを目標として、関係各課・各機関と連携を図りながら、基幹相談支援センターを設置できるよう体制整備を進めます。
- 障害児者及びその家族が住み慣れた地域で安心して自立した生活を営むことができるよう、ライフステージに応じた一貫した支援を受けられることができる地域の障害福祉に関するシステムづくりに向けて、地域自立支援協議会の機能強化を図ります。
- 地域の障害福祉に関するシステムづくりや相談支援体制については、桜井市くらしとしごと支援センター（生活困窮者自立相談支援窓口）等との連携を図ります。
- 住宅入居等支援事業については、家主などへの相談等を通じて、入居に必要な調整などの支援を行います。
- 障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、桜井市障害者虐待防止センターとの連携を図るとともに、地域における関係機関等の協力体制の整備及び支援体制の強化を図ります。
- 成年後見制度については、市民後見人や法人後見を含めた制度の理解を深めるための周知・啓発活動に取り組みます。
- 成年後見制度の利用促進に関しては、親亡き後を見据え、利用しやすい成年後見制度となるよう市の体制整備を図ります。



桜井市マスコットキャラクターひみこちゃん

（アイラブユーの手話をするポーズ）

第5章 計画における重点項目

1. 福祉施設から地域生活への移行促進

【基本指針による国の方針】

国の基本指針における「福祉施設の入所者の地域生活への移行」に関する目標値の考え方では、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行するとともに、令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とするとされています。

令和5年度末までに令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とします。なお、新たに施設に入所する者を見込むにあたっては、グループホーム等での対応が困難な者など真に施設入所支援が必要な場合を検討し、検討結果を踏まえて設定するよう留意します。

また、障害者支援施設においては、施設入所者数等の生活の質の向上を図るため、障害者の重度化・高齢化に対応した専門的なケアを行う体制を確保することが求められるとともに、地域交流の機会を確保し、地域で生活する障害者に支援を行うなど、地域に開かれていることも求められています。

【本市の取組】

本市では、令和元年度末の施設入所者は72人となっています。

国の基本指針における削減率などを考慮して、令和5年度末までに入所施設を退所して、グループホームなどの地域生活に移行する人数を5人とし、令和5年度末までの施設入所者の削減数を2人とする目標数値を設定します。

目標達成のためには、施設入所者のうち地域移行を希望する人の意向を踏まえ、地域の社会資源に関する情報提供や相談に対応するとともに、入所施設や地域相談支援事業所、障害者相談支援事業所などの各機関との連携を図ります。

また、住み慣れた地域で住み続けるための社会資源や施策の整備と充実を図ります。

	令和元年度末 時点の実績	令和5年度末 目標値
A 施設入所者数	72人	70人
B 減少（見込み）数	0人	2人
C 地域生活移行数	3人	5人
移行率 = C（令和5年度末） / A（令和元年度）	-（%）	6.9（%）

2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【基本指針による国の方針】

国の基本指針における「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に関する目標値の設定の考え方は、以下の3つが設定されています。

【国の目標値】

○精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数

令和5年度における精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における平均生活日数を316日以上とすることを基本として目標値を設定する。

※退院後もできるかぎり継続して地域で暮らすことを重視する趣旨です。

○精神病床における1年以上の長期入院患者数

別表第四の一の項に掲げる式により算定した令和5年度末の精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数及び別表第四の二の項に掲げる式により算定した令和5年度末の精神病床における65歳未満の1年以上長期入院患者数を、目標値として設定する。

○精神病床における早期退院率

令和5年度における入院後3か月時点の退院率については69%以上とし、入院後6か月時点の退院率については86%以上とし、入院後1年時点の退院率については92%以上とすることを基本とする。

【本市の取組】

上記目標数値の設定は全て奈良県での設定になるため、本市では、精神科病院の入院患者が、退院後安心して地域で暮らすことができるような環境の構築に取り組みます。

3. 地域生活支援拠点等の整備

【基本指針による国の方針】

国の基本指針における「地域生活支援拠点等が有する機能の充実」に関する目標値の考え方では、地域生活支援拠点等について、令和5年度までの間に、各市町村または各圏域に1つ以上を確保しつつ、その機能の充実のために、年1回以上の運用状況の検証および検討を行うことを基本とするとされています。

【本市の取組】

本市では、障害者の高齢化・重度化や親亡きあとを見据え、相談支援機能、一時的住居機能、日中活動機能を地域における複数の機関が分担し、連携して、住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう包括的なケアが行えるシステムの構築を実現していきます。令和5年度までに少なくとも1つ地域生活支援拠点を整備できるように、自立支援協議会を中心に協議を進めていきます。

4. 福祉施設から一般就労への移行等

【基本指針による国の方針】

国の基本指針における「福祉施設から一般就労への移行等」に関する市町村の目標値の設定の考え方は、以下の3つが設定されています。

【国の目標値】

○福祉施設から一般就労への移行

就労移行支援事業等を通じて、令和5年度中に一般就労する者の数を令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とします。

○就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率

就労定着支援事業の利用者数については、令和5年度における就労移行支援事業を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とします。

また、就労定着支援事業の就労定着率（過去3年間の就労定着支援事業の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着数の割合）を、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とします。

○就労継続支援B型事業所における工賃など

就労継続支援B型事業所における工賃の平均額については、国の基本指針において、ただちに一般就労に移行することが難しい障害者が適性に応じて能力を発揮し、地域において自立した生活を実現するため、就労継続支援事業における工賃等の向上を図っていくことが望ましいとされています。

このほか、大学在学中の学生の就労移行支援事業の利用促進、就労継続支援事業等における農福連携の取り組みの推進、および、高齢障害者に対する就労継続支援B型事業等による支援の実施などを進めることが求められています。

【本市の取組】

目標達成のためには、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、就労系サービス提供事業所、地域自立支援協議会などの就労支援にかかわる機関との連携を強化し、福祉施設から一般就労への移行を推進します。

また、福祉施設から一般就労への移行者が自立した地域生活を送れるように、就労定着支援の活用を進めます。一般就労に定着することが、自立して地域生活を送りやすくなることにつながる、という考え方に立って支援していきます。

【一般就労への移行者数の増加】

	令和元年度末 時点の実績	令和5年度末 目標値
一般就労移行者数	11人	13人

【就労移行支援利用者数の増加】

	令和元年度末 時点の実績	令和5年度末 目標値
就労移行支援利用者数	10人	13人

【就労定着支援利用者数】

	令和元年度末 時点の実績	令和5年度末 目標値
就労定着支援利用者数	1人	5人

5. 障害児支援の提供体制の整備等

【基本指針による国の方針】

国の基本指針における「障害児支援の提供体制の整備等」に関する市町村の目標値の設定の考え方は、以下の3つが設定されています。

【国の目標値】

○重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置および保育所等訪問支援の充実

市町村あるいは圏域が令和5年度末までに児童発達支援センターを少なくとも1か所以上設置することを基本とします。

また、令和5年度末までに、すべての市町村が保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とするとともに、児童発達支援センターにおいて保育所等訪問支援の利用に向けた体制を構築します。

○主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保

市町村あるいは圏域が令和5年度末までに各市町村の重症心身障害児数に応じて、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を設置することを基本とします。

○医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置およびコーディネーターの設置

令和5年度末までに医療・障害福祉等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを地域の実情に応じて配置します。

【本市の取組】

障害児とその家族が、地域の中で安心した生活が送れるよう、自らの力で自らの生活を切り開いていくことができるよう、子ども・子育て支援制度との連携のうえ、様々な福祉サービスの充実を図ります。

市内には既に保育所等訪問支援を提供できる事業所が1か所ありますが、令和5年度末までに、児童発達支援センターの機能を有する場を少なくとも1か所確保し、総合的な支援体制を構築します。

また、障害のある子どもと保護者の不安や悩みを軽減するための地域療育の推進や、保護者支援のための研修等の充実、居宅訪問支援の実施など、障害児の在宅支援の充実にも努めます。

さらに、今後の事業所の参入動向を見据えたうえで、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を育成、確保できる方策を検討していきます。

医療的ケア児支援のためには、国の基本指針を考慮し、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を、令和5年度末までの設置を目指します。

6. 相談支援体制の充実・強化

【基本指針による国の方針】

令和5年度までに市町村が総合的・専門的な相談体制の実施および地域の相談体制の強化を実施する体制を確保することを基本として、基幹相談支援センターを設置します。

【本市の取組】

本市では、国の基本指針を踏まえ、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の多様化を実施する体制を確保するため、令和5年度末までに、基幹相談支援センターの設置に取り組みます。

目標達成のためには、障害者(児)ニーズの多様化を踏まえ、きめ細やかで適切な支援のため、地域の実情に応じた関係機関の明確な役割分担と有機的な連携といった相談支援体制の充実・強化に向けて取り組みます。

また、地域における相談支援の中核となる基幹相談支援センターの機能を強化し、補い合う役割の機関として、自立支援協議会の活性化を図ります。

さらに、障害児支援の提供体制の整備と並行して、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置を目指します。

7. 障害福祉サービスの質を向上させるための取組に係る体制の確保

【基本指針による国の方針】

国の基本指針における「障害福祉サービスの質を向上させるための取組に係る体制の確保」に関する市町村の目標値の設定の考え方は、令和5年度末まで都道府県および市町村において障害福祉サービスの質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とします。

【本市の取組】

本市では、方針の審査体制の強化、指導権限を有する者との協力・連携や適正な指導監査等の実施などについて、障害福祉サービスの質を向上させるための体制を整備します。たとえば指導監査としては、障害者自立支援審査支払等システムなどでエラーの多い項目などについて精査し、集団指導等の場で注意を喚起するといった方策に取り組みます。

また、研修や勉強会への積極的な参加を図り、行政職員の質の向上に努めます。



第6章 計画の推進

1. 計画の推進体制

本計画は、上位計画である「桜井市地域福祉計画」や「桜井市障害者福祉基本計画」と一体的に推進し、桜井市福祉保険部が中心となり、庁内関係部課、関係団体・機関、関係行政機関、障害当事者などと連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。

また、「桜井市子ども・子育て支援事業計画」等との連携を図り、ライフステージに応じた一貫した支援を受けることができる地域の障害福祉に関するシステムづくりを目指します。

2. 進行管理体制

PLAN（計画）→DO（実施）→CHECK（点検・評価）→ACTION（改善）、いわゆるPDCAサイクルを導入して、本計画の推進に関する必要な事項の検討や進捗状況を把握して点検・評価を行い改善につなげるなど、着実な進行管理を行います。

この進行管理については「桜井市地域自立支援協議会」に意見を求めるとともに、少なくとも年に1度の定期的な進捗状況の点検や評価を行います。

3. 奈良県・近隣市町村・事業者等との連携体制

本計画の着実な推進に向けて、障害者団体をはじめ、ボランティア団体、民生・児童委員、社会福祉協議会など多くの地域関係団体及び障害福祉サービス提供事業者との連携・協力を図ります。

また、障害福祉サービス、地域生活支援事業のサービス見込み量の確保やサービス提供事業者の指定等、関係部署との必要な調整を図り、円滑な取り組みを推進します。さらに、一市町村だけでは取り組みが困難で、広域的な対応を必要とする障害者のニーズについては、奈良県や東和（障害福祉）圏域を構成する近隣市町村等との緊密な連携のもとに取り組んでいきます。

資料編

1. 桜井市障害者福祉基本計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市の障害者福祉施策に関し、その基本理念を定め、障害者福祉施策を総合的かつ計画的に推進し、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に基づく桜井市障害者福祉基本計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条に基づく桜井市障害福祉計画(以下これらを総称して「計画」という。)を策定するため、桜井市障害者福祉基本計画等策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 桜井市障害者福祉基本計画の策定に関すること。
- (2) 桜井市障害福祉計画の策定に関すること。
- (3) その他関連する事項に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会の委員(以下「策定委員」という。)は、20名以内で構成し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 関係団体の代表者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 策定委員の任期は、策定委員会設置から計画策定の完了までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 策定委員会に会長及び副会長を置き、会長、副会長は策定委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会は、会長が必要に応じて招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 策定委員会は、策定委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 策定委員会の議事は、出席した策定委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要と認めるときは、策定委員以外の者に出席を求め意見又は説明を求めること

ができる。

(検討委員会の設置)

第7条 策定委員会は、計画を適正かつ円滑に策定するために必要な連絡調整を行うため、必要に応じて桜井市障害者福祉基本計画等策定庁内検討委員会(以下この条において「検討委員会」という。)を置くことができる。

2 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

3 委員長は福祉保険部長を、副委員長は福祉保険部次長を、委員は別に定める者をもって充てる。

4 検討委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その会議の議長となる。

5 委員長は、会務を掌握し、副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

6 委員長は、必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、意見を聴取し、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 策定委員会及び検討委員会の庶務は、福祉保険部社会福祉課において行う

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月27日告示第50号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日告示第92号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2. 桜井市障害者福祉基本計画等策定委員会委員等名簿

役 職	所 属・役職名
会 長	天理大学人間学部人間関係学科社会福祉専攻 教授
副会長	桜井市障害者（児）団体連合会 会長 桜井市地域自立支援協議会生活支援部会 部会長
委 員	桜井市議会 文教厚生委員長
委 員	桜井市地域自立支援協議会就労支援部会 部会長 なら東和障害者就業・生活支援センターたいよう センター長
委 員	桜井市社会福祉協議会 事務局長
委 員	相談支援事業所こころ 所長
委 員	福祉保険部 桜井市社会福祉事務所長
委 員	桜井市すこやか暮らし部 部長
委 員	桜井市教育委員会事務局 事務局長
委 員	地域生活支援センターこころ 利用者代表
委 員	桜井市障害者（児）団体連合会 肢体障害者協会推薦

3. 策定の経過

- 第1回 桜井市障害者福祉基本計画等策定委員会
日時：令和2年8月31日（月）午後1時～
場所：桜井市役所本庁舎2階 大会議室
議事
（1）会長・副会長専任について
（2）第6期桜井市障害福祉計画の策定趣旨及び障害福祉施策の動向について
（3）第6期桜井市障害福祉計画の策定スケジュールについて
（4）第6期桜井市障害福祉計画策定に向けたアンケート等の内容について

- 第6期桜井市障害福祉計画の策定のためのアンケート調査の実施
期間：令和2年9月14日（月）～令和2年9月28日（月）

- 第2回 桜井市障害者福祉基本計画等策定委員会
日時：令和2年10月29日（木）午前9時30分～
場所：桜井市立中央公民館3階 大会議室
議事
（1）第6期桜井市障害福祉計画骨子案について

4. 用語集

【あ行】

◆一般就労

障害福祉サービス事業所などで就労する「福祉就労」に対し、一般企業と雇用契約を結んで就労することなどを「一般就労」といいます。在宅就労や企業なども含まれます。

◆医療的ケア児

人工呼吸器やたんの吸引、胃ろうによる栄養の注入などの生活支援が日常的に必要な子どものことです。

◆NPO

Nonprofit Organization の略で「民間非営利組織」の意味。医療・福祉、環境、文化、芸術、まちづくり、国際協力などの分野において、営利を目的とせず、社会的な公益活動を行う民間の組織をいいます。特定非営利活動促進法（NPO法）による認証を受け、法人格を得たNPOの団体を特定非営利活動法人（NPO法人）といいます。

【か行】

◆基本指針

障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項など、障害福祉計画及び障害福祉計画の作成に関する事項について、厚生労働省の定めた指針のことです。

◆共生社会

障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う社会のことをいいます。

◆強度行動障害

激しい不安や興奮、混乱の中で、多動、自傷、異食などの行動上の問題が強く頻繁にあらわれて、日常生活が著しく困難な状態をいいます。

◆グループホーム

障害のある人が生活上の支援を受けながら共同で生活する、地域社会の中にある住居のことです。

◆権利擁護

自分の意思を表示することが困難な知的障害のある人などに代わって、援助者などが代理として本人の権利やニーズを獲得することです。

◆高次脳機能障害

交通事故や脳血管疾患などによる脳損傷を原因とする記憶・注意・思考・言語などの知的機能の障害で、外見上は障害が目立たないため周囲の人に理解されにくく、本人自身が十分に認識できないこともあります。

◆合理的配慮

「障害者権利擁護条約」の第2条で定義がされています。具体的には、障害のある人が障害の無い人と平等であることを基礎として、すべての人権・基本的自由を持ちまたは行使

できることを確保するための必要かつ適切な変更、調整のことをいいます。「特定の場合に必要とされるものであり、かつ不釣り合いな、または過重な負担を課さないもの」という条件が付けられます。

【さ行】

◆サービス等利用計画

障害のある人が障害福祉サービスを適切に利用できるように、本人の心身の状況や置かれている環境、サービスの利用に関する意向やその他の事情を考慮し、利用するサービスの種類や内容などを定めた計画のことです。

◆桜井市出前講座

町内会などの各種団体の勉強会、職場での研修、サークル活動などの機会に利用できるもので、市の職員や市民活動団体が出向いて、市の事業などについて、わかりやすく説明をします。

◆児童発達支援センター

地域の障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設のことです。

◆社会的障壁

社会における、事物、制度、慣行、観念、その他一切のもので、障がいのある人にとって、日常生活や社会生活を送る上で、活動を制限したり、社会への参加を制約したりするものを指します。

◆障害支援区分

障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度を総合的に示すものです。非該当から区分6までで認定されます。

◆障害者就業・生活支援センター

障害者の就業面と生活面における一体的な支援を行う施設で、雇用・福祉・教育などの関係機関と連携しながら、就職に向けた準備や職場に定着するための支援、日常生活や地域生活に関する助言などを行います。

◆重症心身障害児

重度の知的障害と、重度の肢体不自由が重複している者。大島一良氏が発表した大島分類によって区分される1から4に当てはまる児童を一般に重症心身障害児としています。

◆ジョブコーチ

障害のある人が就労する際に一緒に職場に出向いてさまざまな支援をする援助者をいいます。障害のある人の職場への適応を直接支援するだけでなく、障害のある人が円滑に就労できるように、事業主や同僚、障害のある人の家族に助言を行い、障害の状況に応じた職務の調整や職場環境の改善を行うなど、支援環境づくりに関わる人のことをいいます。

◆成年後見制度

高齢者や知的障害者、精神障害者などの判断能力が不十分な人に対して、代理権などを付与された後見人等が、本人の意志を尊重しつつ本人を保護（財産管理や身上監護）する制度です。

◆相談支援専門員

障害者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス等利用計画を作成する者をいいます。実務経験と相談支援従事者研修の受講が要件となります。相談支援事業を実施する場合には、相談支援専門員を置く必要があります。

◆ソーシャル・インクルージョン

1980年代にヨーロッパにおこった政策理念であるとされており、インクルージョンは、包摂、包含、包容とも訳されます。わが国では、2000（平成12）年12月8日厚生省（現・厚生労働省）の「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会」報告書において、「全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」ことをソーシャル・インクルージョンとしています。

【た行】

◆地域移行

施設入所や長期入院をしている人が地域での在宅生活（グループホーム等含む）に戻ることをいいます。

◆地域活動支援センター

障害のある人などが通い、創作的活動や生産活動、社会との交流を進めるなど多様な活動を行う場。地域生活支援センターなど専門的な職員による相談支援を行う事業所が移行した「Ⅰ型」、機能訓練、入浴等のサービスを行う「Ⅱ型」、小規模作業所等から移行した「Ⅲ型」の3種類の類型があります。

◆地域共生社会

制度・分類ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことをいいます。

◆地域自立支援協議会

地域の支援関係者が集まり、個別の相談支援の事例等を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく合議体です。

◆地域生活支援拠点等

障害のある人の生活を地域生活全体で支える体制を指します。「地域生活への移行や親元からの自立等に係る相談」「一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供」「ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受け入れ体制の確保」「人材の確保・養成・連携等による専門性の確保」「サービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくり」などの役割が求められます。

◆地域生活支援事業

指定障害福祉サービスなどとは別に、障害者総合支援法第77、78条の規定に基づいて市町村、都道府県が行う事業で、コミュニケーション支援事業や成年後見支援事業等の「必須事業」と訪問入浴サービスや日中一時支援等の「任意事業」があります。

◆地域定着

居宅や単身などで生活している障害のある人が、地域生活を継続していくことです。

◆地域包括ケアシステム

医療や介護、保健福祉サービスなどが連携して一体的にサービスを提供することにより、暮らしを地域社会全体で支える体制。ソフト面では、地域の保健・医療・介護・福祉の関係者が連携して、ニーズに応じた適切なサービスを提供し、ハード面では、住まいや施設が整備され、地域の保健・医療・介護・福祉の資源が連携、統合されて運営されている体制をいいます。

【な行】

◆難病

原因不明で治療方法が確立されておらず、後遺症を残すなど生活に著しい障害をもたらす慢性疾患の総称です。

◆ノーマライゼーション

障害者や高齢者など社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の世界であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方や方法のことをいいます。

【は行】

◆発達障害

自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、その他これに類する脳機能障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものを指します。

◆バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で妨げとなる障壁（バリア；Barrier）となるものを除去（フリー；Free）するという意味で、建物や道路の段差など生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く社会参加を困難にしている制度や意識、情報の活用などにおける障壁の除去も必要であるとされています。

◆PDCAサイクル

行動プロセスの枠組みのひとつで、Plan（立案・計画）、Do（実施）、Check（検証・評価）、Action（改善）の頭文字を取ったもので、行政政策や企業の事業活動にあたって計画から見直しまでを一貫して行い、さらにそれを次の計画・事業に活かそうという考え方のことをいいます。

◆ピアカウンセリング

障害のある人同士、又は障害のある人の家族同士など、同じ悩みを持つ仲間が相談に乗り、その人が悩みを克服できるように支援することです。

◆避難行動要支援者

災害が発生した場合、又は災害が発生するおそれがある場合に、自分だけでは避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する人のことです。「避難行動要支援者名簿」に登録された情報を支援関係者へ提供することなどによって、平常時から避難行動や支援方法などを検討し、災害に備える必要があります。

◆法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」によって定められた割合。民間企業・国・地方公共団体に対し、それぞれの雇用割合が設けられており、それに相当する人数の身体障害者または知的障害者の雇用が義務付けられています。また、平成 30 年 4 月 1 日からは、障害者雇用義務の対象として精神障害者が加わりました。

◆補装具

身体機能の障害による困難を補うことにより、日常生活能力の回復に寄与する器具のこと。盲人用安全つえ、補聴器、車いすなどがこれに含まれます。

◆ボランティア

誰もが人間らしく豊かに暮らしていける社会を目指し、身近なところでできることを自ら進んで活動することをいいます。原則として「自主性・主体性」、「社会性・連帯性」、「無償性・給性」、「創造性・開拓性・先駆性」が必要です。

【ら行】

◆ライフステージ

人の一生を年代によって分けたそれぞれの段階を指します。幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などに区分され、誕生・入学・卒業・就職・結婚・子どもの誕生・退職・老後・死に至るまでのそれぞれの段階に応じた節目となるできごとを経験すること、また、それぞれの段階ごとに特徴的な悩みや問題などがあります。

◆療育

障害のある子どもが社会的に自立することを目的として行われる医療と保育のことを指します。

第6期桜井市障害福祉計画

令和3年3月

桜井市 福祉保険部 社会福祉課 障害福祉係
〒633-8585 桜井市大字粟殿432-1
TEL : 0744-42-9111 FAX : 0744-44-2172

